

安保関連法違憲道東訴訟

訴 状

訴 状

2017（平成29）年5月26日

釧路地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 今 重 一

弁護士 永 井 哲 男

弁護士 齋 藤 道 俊

外45名

当事者の表示

原 告 末延隆成ほか別紙原告目録1及び2記載のとおり（170名）

原告ら訴訟代理人 弁護士今重一ほか別紙代理人目録記載のとおり（48名）

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国

代表者法務大臣 金 田 勝 年

事 件 名 安保関連法違憲国家賠償請求事件

訴訟物の価額 金1700万円

貼用印紙額 金7万1000円

請求の趣旨

- 1 被告は、原告らそれぞれに対し、各金10万円及びこれに対する2015年(平成27年)9月19日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第1項について仮執行の宣言を求める。

目 次

第1	本訴訟の意義	1
第2	日米安保条約下の自衛隊とその実体	8
1	自衛隊が創設された経緯	8
2	自衛隊の現有「戦力」	11
(1)	本項の位置づけ	11
(2)	自衛隊の兵力	13
(3)	自衛隊の装備	18
(4)	安保関連法制定に先立つ日米防衛協力の指針、中期防衛力整備計画など	22
(5)	北海道における自衛隊	25
第3	安保関連法の概要	29
1	安保関連法の構造	29
(1)	平和安全法制整備法（改正「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」による新任務付与を含む）	29
(2)	国際平和支援法	30
2	「存立危機事態」の新設＝集団的自衛権の行使	30
3	「重要影響事態」における「後方支援」	31
(1)	重要影響事態	31
(2)	活動地域	32
(3)	支援相手国	32
(4)	支援の内容	33
4	国際平和共同対処事態における「後方支援」	34

(1)	国際平和共同対処事態	34
(2)	従来の特措法との違い	34
(3)	「協力支援活動」の内容	35
第4	安保関連法の違憲性	36
1	集団的自衛権行使容認の違憲性	36
(1)	集団的自衛権の行使容認と法制化	36
(2)	憲法学界における議論	36
(3)	従来政府解釈	36
(4)	7.1閣議決定とそれによる従来政府解釈の変更	38
(5)	集団的自衛権行使容認の違憲性	38
(6)	新3要件の危険性	39
(7)	立憲主義違反	41
2	後方支援活動（協力支援活動）の違憲性	42
(1)	後方支援活動の拡大	42
(2)	従来政府解釈とその問題点	42
(3)	安保関連法で認められることになった後方支援活動	43
(4)	安保関連法による後方支援活動と大森4要素についての政府見解	45
(5)	政府見解の不当性	47
(6)	結論	51
3	改正「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」による新任務付与の違憲性	51
(1)	法令違憲	51
(2)	適用違憲	56
第5	集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況	61

第6	原告らの被侵害利益（平和的生存権）	63
1	平和的生存権の侵害	63
(1)	平和的生存権の裁判規範性	63
(2)	平和的生存権の進化	63
(3)	具体的判例	64
	ア 長沼訴訟の札幌地裁判決	63
	イ イラク訴訟名古屋高裁判決	64
	ウ イラク訴訟岡山地裁判決	64
(4)	具体的な平和的生存権の内容	66
(5)	北海道における戦争被害	68
2	人格権の侵害	74
3	憲法改正・決定権侵害	76
4	原告らの権利侵害の具体的内容	78
(1)	原告末延隆成	78
(2)	原告加藤弘二	81
(3)	原告村田 歩	84
(4)	原告安達愛子	86
(5)	原告細岡幸男	89
(6)	原告吉澤澄子	91
(7)	原告宮嶋 望	93
(8)	原告脇谷暁融（きょうゆう）	95
(9)	原告能瀬義昭	100
(10)	原告藤本幸久	102
第7	原告らの損害と国家賠償責任	106

1	加害行為	106
2	原告らの損害	106
3	公務員の故意・過失	106
4	加害行為と損害との因果関係	107
5	結論	107

請求の原因

第1 本件訴訟の意義

- 1 憲法前文に規定されている平和的生存権と、戦争放棄を政府に命じた憲法第9条は、日本国憲法の最も大きな特長であり、歴史が導いた日本という国の国柄の基を成すアイデンティティーそのものである。

「人権の尊重なくして平和はなく、平和に生きることなくして人権の尊重もない。」これは、日本国憲法の平和的生存権の研究の第一人者である故深瀬忠一北海道大学名誉教授の言葉である。

わが国は、1931年9月の満州事変以降のアジア・太平洋戦争により、近隣諸国の民衆約2000万人から3000万人もの命を奪い、アジア諸国民をはじめ内外に多大な惨禍を与えた。また、かかる侵略戦争の結果として日本国民も約310万人が犠牲者となった。

- 2 われわれは、この筆舌に尽くし難い加害と被害に対する痛烈な反省と教訓に基づき、戦争及び武力行使を放棄し、軍隊を保持せず、交戦権も認めないという徹底した恒久平和主義に立脚して日本国憲法を制定した。

すなわち、前文第一段は、「日本国民は、・・・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」と規定し、政府に対しては、戦争をいかなる場合にも選択してはならないし、国民に対しては政府に戦争をさせないやうにすることを求めている。

前文第二段は「日本国民は恒久の平和を念願し、・・・平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」と規定し、「安全と生存」は、軍事力によらない積極的な平和外交と「平和を愛する諸国民」との連携・連帯により確保されるべきであると国家に命じている。

さらに、同じく前文第二段は「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」と宣言し、平和的生存権が人類普

遍の原理であることを確認した。

そして、憲法第9条は「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。／前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と規定して、徹底した恒久平和主義を確立した。

政治権力に対する制限規範である日本国憲法は、明確に、政府が戦争をすることや武力の行使をすることを禁じているのである。

- 3 共同通信社が2017（平成29）年4月30日までに憲法施行70年前に実施した世論調査では、日本が戦後、海外で武力行使しなかった理由について、戦争放棄や戦力の不保持を定めた「憲法9条があったからだ」とする回答は75%に上った。憲法第9条の存在とは「関係ない」は23%だった。（以上、北海道新聞5月1日朝刊）。

この調査からも明らかであるが、政府による武力行使を禁じる制限規範としての憲法第9条の効力は、抜群のものがある。

この憲法第9条を解釈で空洞化させ、海外での武力行使を容認する安保関連法は決して認めることはできないものである。

- 4 日本国憲法がアメリカからの押し付け憲法であるとして、憲法の権威を貶めようとする見解があるが、憲法制定の経過に反している。

憲法第9条についても、次に述べるように、昭和天皇の意思を実現しようとした幣原喜重郎首相とマッカーサー元帥の合作とされている。

「1946（昭和21）年1月24日に幣原首相はマッカーサー元帥を訪問し、憲法改正問題を含めて、日本の占領統治について会談した際に、戦争放棄という考えを示唆したと伝えられている。幣原は、それが天皇制を護持するために必要不可欠だと考えたのである。したがって、日本国憲法の平和主義の規

定は、日本国民の平和への希求と幣原首相の平和主義思想を前提としたうえで、最終的には、マッカーサーの決断によってつくられたと解される。日米の合作とも言われるのは、その趣旨である。」（憲法第6版 芦部信喜著、岩波書店p55）

また、昭和天皇は、幣原首相とマッカーサー元帥の会談に先立ち、マッカーサー元帥を何度も訪問し、「世界のため、人類のために、戦争放棄という世界史の扉を開く大宣言を日本にやらせて欲しい。」ということ伝えていた（いわゆる「平野文書」）。

憲法第9条及び平和的生存権の規定が昭和天皇の意思に基づくものであることは、1946（昭和21）年11月3日に開催された日本国憲法公布記念式典における勅語及び日本国憲法の上諭においても端的に表れている。ここに両者を引用する。

（勅語）

「本日、日本國憲法を公布せしめた。

この憲法は、帝國憲法を全面的に改正したものであって、國家再建の基礎を人類普遍の原理に求め、自由に表明された國民の總意によって確定されたものである。即ち、日本國民は、みづから進んで戦争を放棄し、全世界に、正義と秩序とを基調とする永遠の平和が實現することを念願し、常に基本的人權を尊重し、民主主義に基いて國政を運營することを、ここに、明らかに定めたものである。

朕は、國民と共に、全力をあげ、相携へて、この憲法を正しく運用し、節度と責任とを重んじ、自由と平和とを愛する文化國家を建設するやうに努めたいと思ふ。」

（上諭）

「朕は、日本國民の總意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至ったこと

を、深くよろこび、樞密顧問の諮詢及び帝國憲法第七十三條による帝國議會の議決を経た帝國憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十一年十一月三日

内閣総理大臣兼 吉田 茂
外務大臣

以下連署 』

- 5 日本国民も憲法第9条を中心とする日本国憲法を大きな喜びをもって迎えたのである。

このことは1946（昭和21）年3月6日に政府が「憲法改正草案要綱」を發表し、4月17日に憲法改正草案要綱に修正を加えた「憲法改正草案」を發表した際の新聞報道から明らかである。以下、当時の新聞社の社説等を引用する。

- (1) 朝日新聞社（3月7日付社説）

「（戦争の絶滅を）世界各国に先立って、憲法中に規定しようとするのは…（中略）…平和的日本国民の心情を厳肅に世界に対して表現したもの」

- (2) 読売報知新聞社（同月8日付、社長馬場恒吾〈憲法研究会メンバー〉執筆の論評）

「世界中どこにこれほど平和主義に徹底した国があるのか。…（中略）…日本は無抵抗主義に徹底する覚悟を決めたのである」

- (3) 産業経済新聞社（同月8日付社説）

「侵略好戦の悪夢から覚醒したる日本国民が経験と悲運を通じて獲得したる最高なる決意を全人類の前に提示するもの」

- (4) 毎日新聞社世論調査（同年5月27日付）

政府の憲法改正草案に対する世論について調査し、賛成が85%、反対が13%との記事を掲載している。

憲法改正草案は、字句等の修正を経て、昭和21年6月20日、帝国憲法改正案として帝国議会衆議院に提出された。

帝国議会衆議院では、帝国憲法改正案に対し、多くの修正がなされた。著名な例として、第1条の「日本国民」を「主権の存する日本国民」に改めた点や、第9条第1項に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」という、戦争を放棄する積極的な理由を示す文言を挿入したりした点が挙げられる。

6 日本国憲法の国際的位置づけについては、進藤榮一筑波大学教授の考察が極めて説得的である。進藤教授は2000（平成12）年4月6日に開催された衆議院憲法調査会での「日本国憲法の制定経緯」に関する参考人として、下記概要の意見を陳述している。「その（日本国憲法の）国際的な意味は何なのか。そのことを考えていきますと、結局、日本国憲法とは、人類の長い歴史の中で迎えるべくして迎えた一つの帰結点ではなかったのか、それはまた、迎えるべくして迎える今後の二十一世紀世界に向けての出発点ではないのかということにつきましよう。その（日本国憲法に至る）歴史の流れは、三点に集約できる。ひとつは、民主化、デモクラティゼーション。二つは、脱軍事化、デミリタリゼーション。そして三つ目は、脱植民主義化、デコロニゼーションです。これら、いわば「三つのD」は十五世紀から十九世紀に至る近代諸国家が作り上げてきた生き方の終着点であり、再び出発点でもあるわけです（分割された領土 もうひとつの戦後史 進藤榮一著、岩波文庫p174～176）。」

なお、民主化については、アメリカがアジア・中東の国々（アフガニスタン、イラク、シリア等）の民主化を武力で達成しようとして泥沼の状況を引き起こしている現実を観ると、脱軍事化、脱植民主義化の二つのDが最も重要であることがわかる。他国の政治制度について、軍事力で介入することは国際法上も許されないことである。

7 日本国憲法の平和主義そして平和的生存権は、その誕生後から現在に至る

まで、絶えず脅かされ、危機にさらされ(ある時は侵害され) 続けてきた。

8 そうした中で、政府は、2015(平成27)年9月19日、多くの国民の反対や、ほぼ全ての憲法学者の憲法違反であるという声を無視して、強行採決を繰り返し、第189回国会で、いわゆる新安保関連法(以下、「安保関連法」という)を可決、成立させた(翌2016(平成28)年3月29日施行)。

安保関連法は、集団的自衛権の行使を認め、他国軍隊の武力行使と一体の「後方」支援行為を行い、更にはPKOへの派遣部隊に武力行使の危険性の高い新任務を付与したものであって、これまでの自衛隊の存在や活動の存在理由・正当化理由とされてきた「専守防衛」をも大きく超えるものである。これは、これまで自衛隊の存在や活動拡大を違憲であるとしてきた立場からはもちろんのこと、従来政府のとってきた個別的自衛権を前提として自衛隊は合憲であるとの解釈をも大きく超えるものであり、違憲と言わざるを得ない。

政府は「憲法解釈を変更する」という方法で、従来の政府見解からしても違憲と評価される法案を提出し成立させた。こうした恣意的な憲法解釈の変更を行う政府のやり方は、憲法尊重擁護義務に反するだけでなく、立憲主義の根本理念を踏みにじり、国民主権の基本原則に反し、日本の民主主義制度の根幹を揺るがすものである。

9 司法の使命

安保関連法が施行された今、自衛官やNGO関係者が戦争に巻き込まれたり、国民がテロの標的にされる危険性が現実のものとなり、さらに、多くの人が心から願っている平和のもとで暮らす、戦争をしたくない、人を殺したくない、殺されたくないなどという心からの願いが踏みにじられる状況となった。

まさに平和的生存権に基づく生存や平和への願いが現実におびやかされる事態となった。

憲法違反の安保関連法に裁判所が追随することは、自衛官を含む国民の生命

を危険な状況に放り出すことに裁判所も加担することになる。行政と立法が憲法違反の行為を行った場合の憲法保障の最期の砦は司法、すなわち裁判所において他にない。まさに、人権保障のための三権分立の最も重要な内容である違憲立法審査権を機能させることが日本国憲法の制定以来最も強く求められる事態に至っているのである。ここで違憲立法審査権を行使しないでどの場面で行使するのかという時代状況になっていることを、裁判所には明確に認識していただきたい。

裁判官には、憲法を尊重し、擁護する義務がある。重ねて指摘するが、安保関連法は、その内容においても、手続きにおいても、日本国憲法が立脚する、恒久平和主義、立憲主義、民主主義から到底許されるものではない。この最大の憲法違反行為に対し、憲法の番人であり、人権の砦たる裁判所が、毅然とした判断を示すこと、すなわち安保関連法は日本国憲法に違反すると宣告し、かつ原告らの国家賠償請求を認容することが、今求められている。再び戦争が起こってからでは取り返しがつかないのである。

戦争で非業の死を遂げた多くの過去の国民、憲法第9条及び平和的生存権を解釈改憲により奪われている現在の国民、侵すことのできない永久の権利として憲法第9条及び平和的生存権を保障されるべき将来（未来）の国民（憲法第11条、第97条）のため、裁判所には憲法の番人、人権の砦としてのその責務を果たし、司法の存在意義を世に示していただきたい。

第2 日米安保条約下の自衛隊とその実体

1 自衛隊が創設された経緯

- (1) 国連憲章は、武力による威嚇又は武力の行使を原則として禁止した（国連憲章第2条第4項）。これは、日本国憲法第9条第1項と共通するものである。

しかし、国連憲章は、国際連盟がファシズムの台頭に無力であった経験に立って、国連安全保障理事会（以下「国連安保理」という）に軍事的強制措置発動の権限を認め（国連憲章第42条）、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な軍事力の行使を認めた。

これに対し、日本国憲法は、国際紛争を解決する手段としての戦争放棄を一般的に宣言するだけでなく、憲法第9条第2項で交戦権を否認するとともに、一切の戦力を放棄し、対外的実力戦闘行動を任務とする人的物的組織を保持しないことを明らかにした。かかる徹底した非武装平和主義は、国連憲章の精神をさらに一歩進めた先駆的な意義を有するものであった。

- (2) わが国の国連に対する加盟申請書（1952（昭和27）年6月16日）には、「国際連合の加盟国としての義務を、その有するすべての手段をもつて、履行することを約束する」との文言がある。

加盟申請書の作成に関与した当時の外務省条約局長の西村熊雄氏は、昭和35年8月10日に行われた憲法調査会第三委員会第24回会議において、「（「その有する」という文言によって）日本政府はその有するあらゆる手段によって国際連合憲章から生れる義務を遵守するが、日本のディスポーザル（注：disposal、処置の仕方、思い通りにできること）にない手段を必要とする義務を負わない、すなわち軍事的協力、軍事的参加を必要とするような国際連合憲章の義務は負担しないことをはっきりいたしたのであります。この点は忘れられておりますけれども、この機会に報告しておきます。」と述べている。

なお、日本の国連加盟はすぐには承認されず、加盟の承認は、日ソ共同宣言後となる、1956（昭和31）年12月における国連総会まで待たねばならなかった。

- (3) わが国の周辺地域においては、1949（昭和24）年10月、中国大陸における国共内戦に勝利した共産党軍が中華人民共和国政府の樹立を宣言し、朝鮮半島においては1950（昭和25）年6月に朝鮮民主主義人民共和国軍が大韓民国軍に奇襲攻撃を仕掛けたことで朝鮮戦争が勃発する（1953（昭和28）年7月休戦協定締結）など、大きな情勢の変化が続いた。

当時、わが国を実質的に占領統治していたアメリカ合衆国は、このような共産主義勢力の台頭を警戒し、わが国を共産主義勢力に対する防波堤とすべく、従前の「非軍事化」という対日政策を転換し、これによりわが国は再軍備への道を歩み始めた。

すなわち、1950（昭和25）年にGHQ指令により警察予備隊が創設され、1952（昭和27）年に警察予備隊は保安隊へと改組され、1954（昭和29）年6月に自衛隊が設立された。この間に、わが国は、サンフランシスコ平和条約を締結し主権を回復するとともに、日本の安全保障にアメリカ合衆国が関与し、アメリカ軍を日本国内に駐留させること（在日米軍）を定めた旧日米安全保障条約を締結した。

- (4) 自衛隊を創設するにあたり、政府は、憲法第9条違反の批判を回避するために、自衛隊が「専守防衛」のための組織であることを強調した。

すなわち、国家の自然権的権利である個別的自衛権は憲法第9条の下でも放棄されておらず、したがって、他へ攻撃をしかけることなく、他から自己の領域が攻撃を受けたときに初めて、その領域周辺において自己を守るためにのみ武力を用いる「専守防衛」は合憲である、というものである。

このことは、自衛隊創設の国会審議にあたって、参議院が「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章とわが国の熾烈なる平和愛好精神に照らし、

海外出動は、これを行わないことを茲に確認する」という「自衛隊の海外出動を為さざることに係る決議」を可決し、また、これを受けて政府が「自衛隊は、海外派遣というような目的は持ってないのであります。従って只今の決議の趣旨は十分これを尊重する所存であります。」と答えたことから明らかである。

実際に、自衛隊法第3条第1項や防衛庁設置法第4条（現行の防衛省設置法第3条に対応する）は、自衛隊の目的ないし任務として、「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛すること」を挙げており、「我が国の同盟国の防衛」は目的ないし任務とはなっていない。

- (5) 旧日米安全保障条約は、1960（昭和35）年6月に、現行の日米安全保障条約（以下「日米安保条約」という）に改定された。ここでは、自衛隊の組織や活動との関係で重要な次の2条項を指摘する。けだし、安保関連法は軍事組織的には自衛隊をアメリカ軍との一体化に主たる内容があるので、現行の日米安保条約との整合性も問題になるからである（留意点に下線を引いた）。

[共同防衛]

第5条① 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、何れか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

[基地の供与]

第6条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

- (6) 以上における自衛隊に関する憲法論において留意すべきことは、自衛権という概念は、憲法上には全く存在していない、憲法外の自然法的理念に基づ

くものであり、そのような明文なき根拠によって自衛隊の合憲性が導かれているということである。すなわち、自己保存的・自然権的な「自衛のための必要最小限度の実力である限りにおいて」合憲だという、合憲限定解釈なのである。

そうである以上、「戦争の用に供しうる」人的物的組織体である自衛隊の活動については、自ずと大きな限界があり、法解釈としては、「自衛」目的以外の活動については違憲の推定が働くと言わざるを得ない。

そのため、その後の自衛隊の役割や活動範囲をめぐっては、その装備や海外派遣、アメリカ軍との編成・装備・作戦等の一体化や実際の活動範囲、集団的自衛権行使の可否などが常に問題となり、その都度、合憲性の主張立証責任を負う歴代政府が「解釈」を示し、それが積み重ねられてきたのである。

2 自衛隊の現有「戦力」

(1) 本項の位置づけ

ア 安保関連法は、自衛隊の活動に法的正統性を与えようとするものである。本件訴訟では、国家賠償を求めているが、その違法行為の本質は、政府の権限によって発動されうる実力組織すなわち自衛隊の実質と、その実力の発動要件が憲法上の制約の範囲を超えているという点にある。

また、自衛隊という実力組織は、現実として、常に日米安保条約に基づく在日米軍と不即不離の関係にあった。安保関連法は、このような先行して現実として存在している自衛隊とその活動に対し、法的正統性を後付けで付与しようとするものとなる。

そこで、まず、自衛隊の軍隊としての実態を明らかにする。

イ 安保関連法の柱の一つは、アメリカ軍と自衛隊の一体化と、集団的自衛権の行使を可能にすることにある。原告らが、安保関連法の制定によって、自衛隊が我が国を守る存在からアメリカ軍とともに戦う存在へと変質すること、そのような自衛隊の変質により、再びわが国が戦争を行う危険性が

高まり、平和のうちに生きる権利の侵害を感じるのには、次に述べるような歴史に裏打ちされた根拠がある。

わが国は、明治以降、①日英同盟、②日独伊三国同盟、③日米同盟という3つの軍事同盟を締結した。最初に締結された①日英同盟（1902（明治35）年）は、締結当初は「相互不介入」を定めたものであったが、2回の改定を経て「攻守同盟」となった。そして、わが国は、この日英同盟に基づきイギリスの対ドイツ戦争に加わり、第1次世界大戦に参戦した。

②日独伊三国同盟（1940（昭和15）年）は、日独伊防共協定（1937（昭和12）年）が攻守同盟化したものである。わが国とドイツ・イタリア両国とは、距離的な隔たりがあるため、軍事的な連携という意味ではほとんど実効性を欠くものであったが、わが国を枢軸国の一員として定義づけることで、連合国との戦争に向けた国家体制作りを先導したものであることは間違いない。

③日米同盟は、日米安保条約に基づくものである。この日米安保条約下における自衛隊とアメリカ軍の協力体制の構築について定めた軍事マニュアルが、日米防衛協力の指針（以下「日米ガイドライン」という）である。日米ガイドラインは、2015（平成27）年に2回目の改定が行われたが、その改定において、日本の活動について従前置かれていた「憲法上の制約の範囲内において」という文言が取り払われ、単に「憲法に従って」という文言に置き換えられた。また、日本の行う後方支援の対象となるアメリカ軍についても、従前置かれていた「日米安保条約の目的の達成のため活動する米軍」という文言が取り払われ、文言上全てのアメリカ軍がその対象となった。

安保関連法の強行採決が「戦争前夜」「参戦前夜」と言われる所以の一つは、ここで挙げたような、日本がどこまでもアメリカ合衆国に協力する体制作りに法的正統性を与えようとする点にある。

(2) 自衛隊の兵力

ア 自衛隊の現在の兵力及び装備（戦車・主要火器の保有数、主要航空機の保有数、主要艦船の就役数、誘導弾(ミサイル)の性能)は、以下のとおりである（なお、資料については、特に断り書きのない限り、平成28年版防衛白書からの引用である）。

兵員は、陸上自衛隊員が13.9万人、海上自衛隊員が4.2万人、航空自衛隊員4.3万人である。

資料16 自衛官の定員及び現員 (2016.3.31現在)

区 分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合計
定 員	150,863	45,364	46,940	3,987	247,154
現 員	138,610	42,052	43,027	3,650	227,339
充足率 (%)	91.9	92.7	91.7	91.5	92.0

区 分	非任期制自衛官			任期制自衛官
	幹部	准尉	曹	士
定 員	45,427	4,954	140,136	56,637
現 員	42,478 (2,118)	4,491 (39)	137,898 (7,613)	18,897 (1,280)
充足率 (%)	93.5	90.7	98.4	75.0

(注) 1 現員の()は女子で内数
2 定員は予定定員

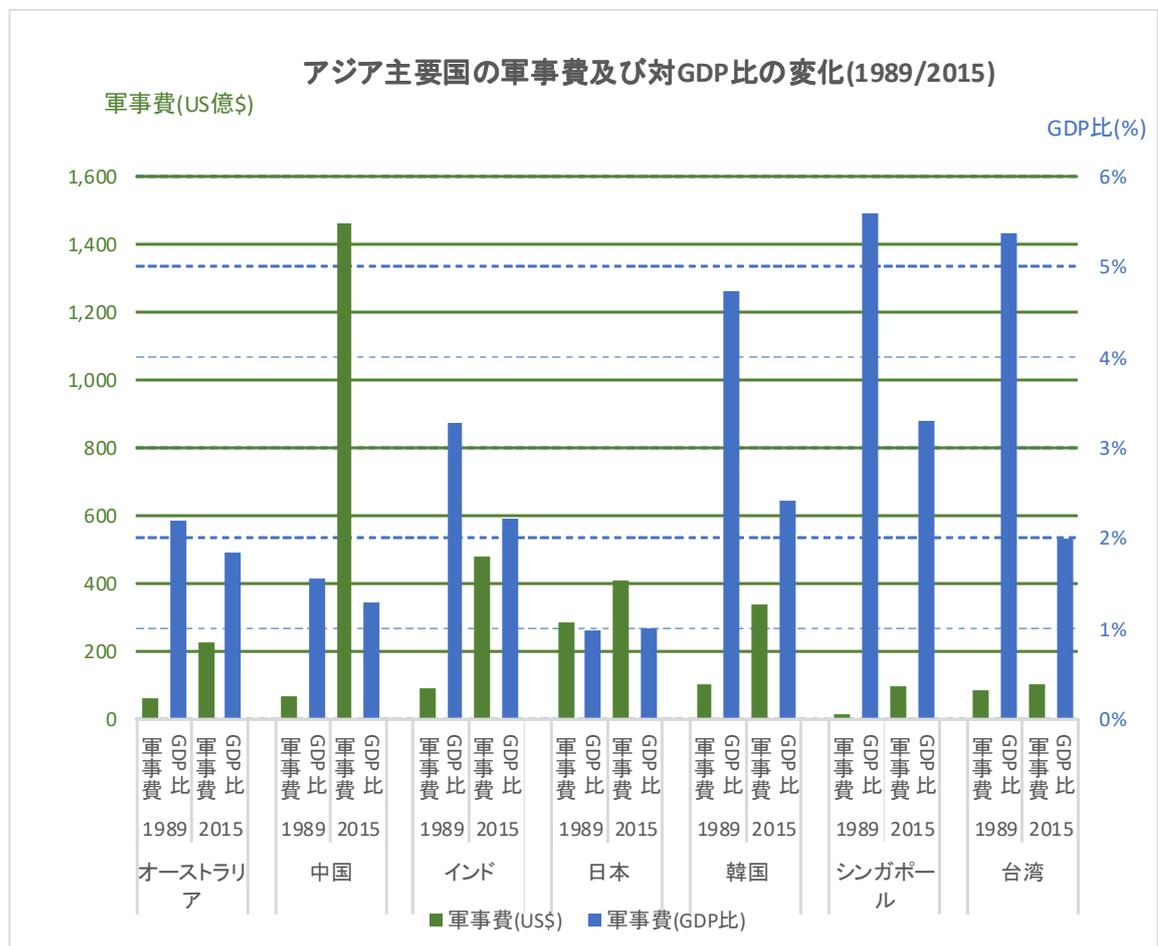
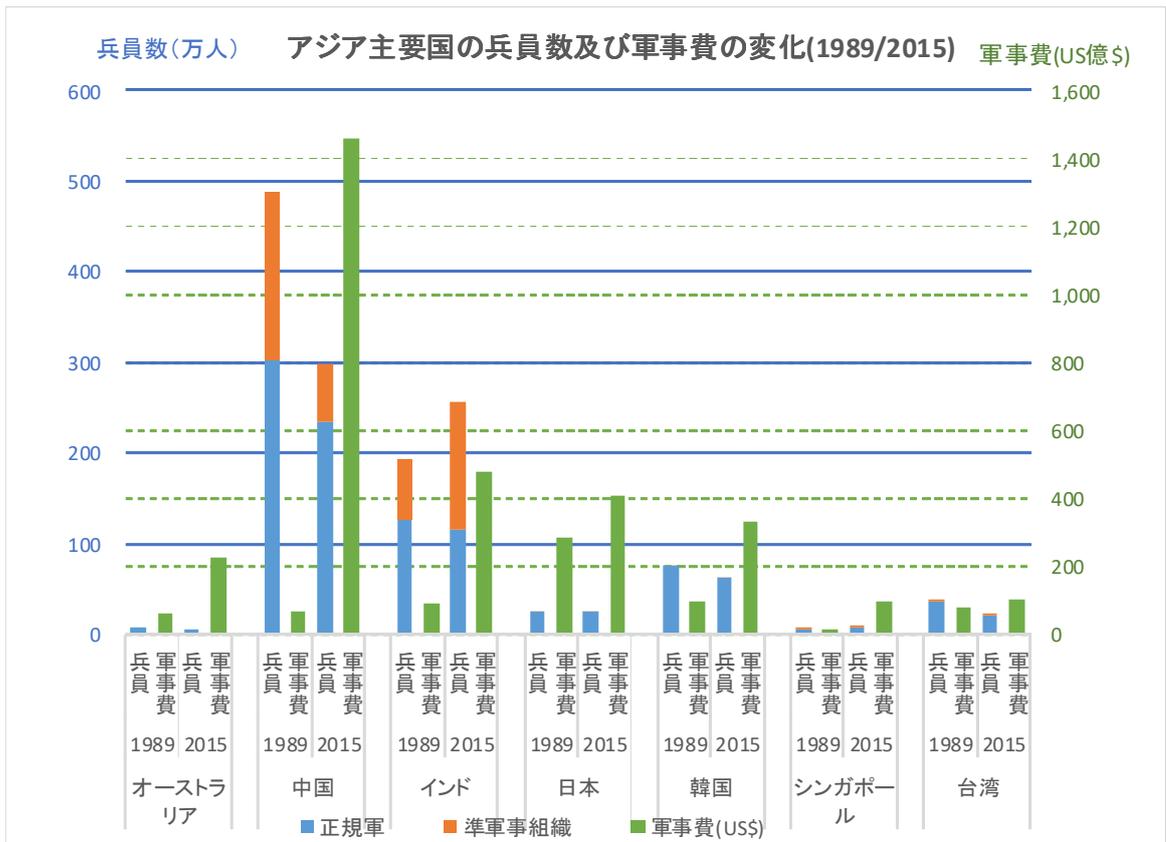
イ イギリス国際戦略研究所（I I S S）が毎年発行している書籍「ミリタリー・バランス」は、同研究所が収集した各国の兵員、兵器、国防支出等の情報がまとめられたものである。次頁の表及び次々頁以降のグラフは、アジア及びヨーロッパ主要国の兵員数、軍事費及び軍事支出について、1989年のもの（「ミリタリー・バランス1990－1991 防衛庁防衛局調査第二課、メイナード出版」に基づく）と、2015年のもの（「THE MILITARY BALANCE 2016」に基づく）とを比較したものである。

表中の記載事項について補足説明すると、「準軍事組織」（Paramilitary）とは、沿岸警備隊や国境警備隊などのように、正規の軍隊ではないが警察力以上の実力を有する組織を指す。

アジア・ヨーロッパ主要国の人口・GDP・兵員及び防衛費の比較表

地域	国名	年次	人口	GDP (US\$)	兵員				防衛費			
					正備軍	準軍事組織	実力部隊計	人口比	金額(US\$)	GDP比	1人あたり	
アジア	オーストラリア	1989年	18,745,000	282,550,000,000	68,100		68,100	0.41%	8,170,000,000	2.18%	369.5	
		2015年	22,751,014	1,240,000,000,000	58,750		58,750	0.25%	22,800,000,000	1.84%	1,002.2	
		変動	+3,995,914	4.39倍	-11,350		-11,350	-0.16%	3.7倍	-0.34%	2.72倍	
	中国	1989年	1,115,552,000	422,490,000,000	303,000	1,850,000	4,880,000	0.44%	8,800,000,000	1.56%	5.9	
		2015年	1,374,828,484	11,400,000,000,000	233,000	650,000	2,993,000	0.22%	146,800,000,000	1.28%	106.2	
		変動	+259,276,484	24.94倍	-80,000	+1,900,000	-1,887,000	-0.22%	22.12倍	-0.28%	17.95倍	
	インド	1989年	843,347,000	272,590,000,000	126,200	674,500	1,936,500	0.23%	8,940,000,000	3.28%	10.8	
		2015年	1,251,895,584	2,180,000,000,000	115,900	1,403,700	2,554,600	0.20%	48,000,000,000	2.20%	38.3	
		変動	+408,548,584	8倍	-111,100	+729,200	+618,100	-0.03%	5.37倍	-1.08%	3.62倍	
	日本	1989年	123,599,000	2,874,020,000,000	249,000	12,000	261,000	0.21%	28,400,000,000	0.99%	229.8	
		2015年	126,919,659	4,120,000,000,000	247,150	12,650	259,800	0.20%	41,000,000,000	1.00%	323.0	
		変動	+3,320,659	1.43倍	-1,850	+650	-1,200	-0.01%	1.44倍	0.01%	1.41倍	
	韓国	1989年	43,768,000	209,020,000,000	750,000	3,500	753,500	1.72%	9,880,000,000	4.73%	225.9	
		2015年	48,115,194	1,390,000,000,000	828,000	4,500	832,500	1.78%	33,000,000,000	2.41%	682.1	
		変動	+4,347,194	6.65倍	+122,000	+1,000	+129,000	+0.42%	3.39倍	-2.22%	3.02倍	
	シンガポール	1989年	2,894,000	26,840,000,000	9,500	11,800	67,100	2.49%	1,490,000,000	5.59%	553.1	
		2015年	5,874,472	294,000,000,000	72,500	19,900	82,400	1.82%	8,880,000,000	3.23%	1,709.9	
		変動	+2,980,472	11.04倍	+63,000	+8,100	+15,300	-0.86%	8.9倍	-2.36%	3.08倍	
台湾	1989年	20,753,000	152,310,000,000	370,000	25,000	395,000	1.90%	8,180,000,000	5.37%	394.2		
	2015年	23,415,125	519,000,000,000	215,000	17,000	232,000	0.98%	10,300,000,000	1.98%	459.9		
	変動	+2,662,125	3.41倍	-155,000	-8,000	-163,000	-0.91%	1.26倍	-3.39%	1.12倍		
ヨーロッパ	ベルギー	1989年	9,865,000	155,230,000,000	82,000	16,800	108,800	1.16%	2,580,000,000	1.68%	261.3	
		2015年	10,449,341	458,000,000,000	38,800	0	38,800	0.29%	3,980,000,000	0.87%	380.9	
		変動	+584,341	2.98倍	-43,200	-16,800	-70,000	-0.81%	1.54倍	-0.79%	1.46倍	
	デンマーク	1989年	5,088,000	105,090,000,000	31,700	0	31,700	0.62%	1,922,000,000	1.83%	377.8	
		2015年	5,581,303	291,000,000,000	17,200	0	17,200	0.31%	3,450,000,000	1.19%	618.1	
		変動	+493,303	2.77倍	-14,500	0	-14,500	-0.31%	1.8倍	-0.64%	1.64倍	
	フィンランド	1989年	5,010,000	113,400,000,000	31,800	4,400	36,200	0.71%	1,620,000,000	1.43%	323.4	
		2015年	5,476,922	231,000,000,000	22,200	2,800	25,000	0.46%	2,990,000,000	1.29%	545.9	
		変動	+466,922	2.04倍	-8,600	+1,400	+10,600	+0.25%	1.85倍	-0.13%	1.69倍	
	フランス	1989年	56,414,000	858,150,000,000	461,250	91,800	553,050	0.98%	28,580,000,000	3.38%	508.8	
		2015年	66,553,798	2,420,000,000,000	209,900	103,400	313,300	0.47%	46,800,000,000	1.93%	703.2	
		変動	+10,139,798	2.83倍	-251,350	+111,600	-240,750	-0.91%	1.64倍	-1.65%	1.39倍	
	西ドイツ	1989年	80,362,000	1,210,261,000,000	469,000	21,000	490,000	0.61%	27,400,000,000	2.27%	454.8	
		東ドイツ	1989年	18,864,000	145,478,723,404	137,700	96,400	194,100	1.16%	11,860,000,000	8.13%	711.7
		ドイツ	2015年	80,854,408	3,370,000,000,000	179,600	500	179,100	0.22%	36,700,000,000	1.09%	453.9
	変動	+2,028,408	2.49倍	-426,100	-76,900	-500,000	-0.99%	3.09倍	-7.04%	0.64倍		
	ギリシャ	1989年	10,139,000	55,475,000,000	162,500	30,500	193,000	1.90%	3,170,000,000	5.71%	312.7	
		2015年	10,775,843	193,000,000,000	142,850	4,000	146,850	1.36%	4,730,000,000	2.45%	439.0	
変動		+636,843	3.48倍	-19,650	-26,500	-46,500	-0.54%	1.49倍	-3.26%	1.4倍		
イタリア	1989年	57,299,000	858,250,000,000	289,600	244,800	534,400	1.11%	18,890,000,000	1.94%	281.3		
	2015年	61,880,122	1,820,000,000,000	174,500	182,300	356,800	0.58%	21,400,000,000	1.19%	350.2		
	変動	+4,581,122	2.12倍	-215,100	+37,500	-277,600	-0.92%	1.29倍	-0.76%	1.2倍		
オランダ	1989年	14,769,000	222,034,000,000	102,600	4,700	107,300	0.70%	8,880,000,000	3.91%	452.9		
	2015年	16,947,904	751,000,000,000	98,650	5,900	104,550	0.29%	9,800,000,000	1.19%	595.1		
	変動	+2,178,904	3.39倍	-46,950	+1,200	-6,800	-0.46%	1.13倍	-1.83%	1.14倍		
ノルウェー	1989年	4,200,000	92,870,000,000	34,100	680	34,780	0.82%	3,350,000,000	3.62%	797.9		
	2015年	5,207,689	398,000,000,000	23,550	0	23,550	0.45%	5,510,000,000	1.38%	1,058.1		
	変動	+1,007,689	4.29倍	-10,550	-680	-11,230	-0.28%	1.64倍	-2.21%	1.33倍		
ポーランド	1989年	38,479,000	62,543,432,340	312,800	43,300	356,100	0.82%	602,000,000	1.09%	177.7		
	2015年	38,562,189	481,000,000,000	99,200	73,400	172,700	0.45%	10,300,000,000	2.14%	267.1		
	変動	+83,189	7.69倍	-213,600	-29,900	-183,700	-0.48%	15.09倍	1.05%	15.09倍		
スペイン	1989年	38,859,000	373,150,000,000	274,500	83,000	357,500	0.85%	8,910,000,000	1.85%	173.4		
	2015年	46,148,134	1,320,000,000,000	122,800	78,000	200,800	0.42%	10,800,000,000	0.88%	224.3		
	変動	+7,289,134	3.27倍	-151,700	+19,000	-127,700	-0.42%	1.56倍	-0.97%	1.29倍		
スウェーデン	1989年	8,344,000	198,420,000,000	64,500	800	65,300	0.78%	4,460,000,000	2.25%	534.5		
	2015年	9,723,809	484,000,000,000	29,750	750	30,500	0.31%	5,260,000,000	1.08%	540.9		
	変動	+1,379,809	2.44倍	-34,750	+150	-34,800	-0.47%	1.18倍	-1.17%	1.01倍		
スイス	1989年	6,499,000	175,180,000,000	21,500	480,000	501,500	7.72%	3,190,000,000	1.82%	490.8		
	2015年	8,121,830	677,000,000,000	20,800	72,900	93,700	1.15%	4,830,000,000	0.71%	594.7		
	変動	+1,622,830	3.84倍	-700	-407,100	-407,600	-0.58%	1.51倍	-1.11%	1.21倍		
イギリス	1989年	56,640,000	838,610,000,000	308,000	0	308,000	0.54%	33,410,000,000	3.88%	589.8		
	2015年	64,868,222	2,860,000,000,000	154,700	0	154,700	0.24%	58,200,000,000	1.97%	878.9		
	変動	+8,228,222	3.41倍	-153,300	0	-153,300	-0.26%	1.80倍	-0.20%	1.48倍		

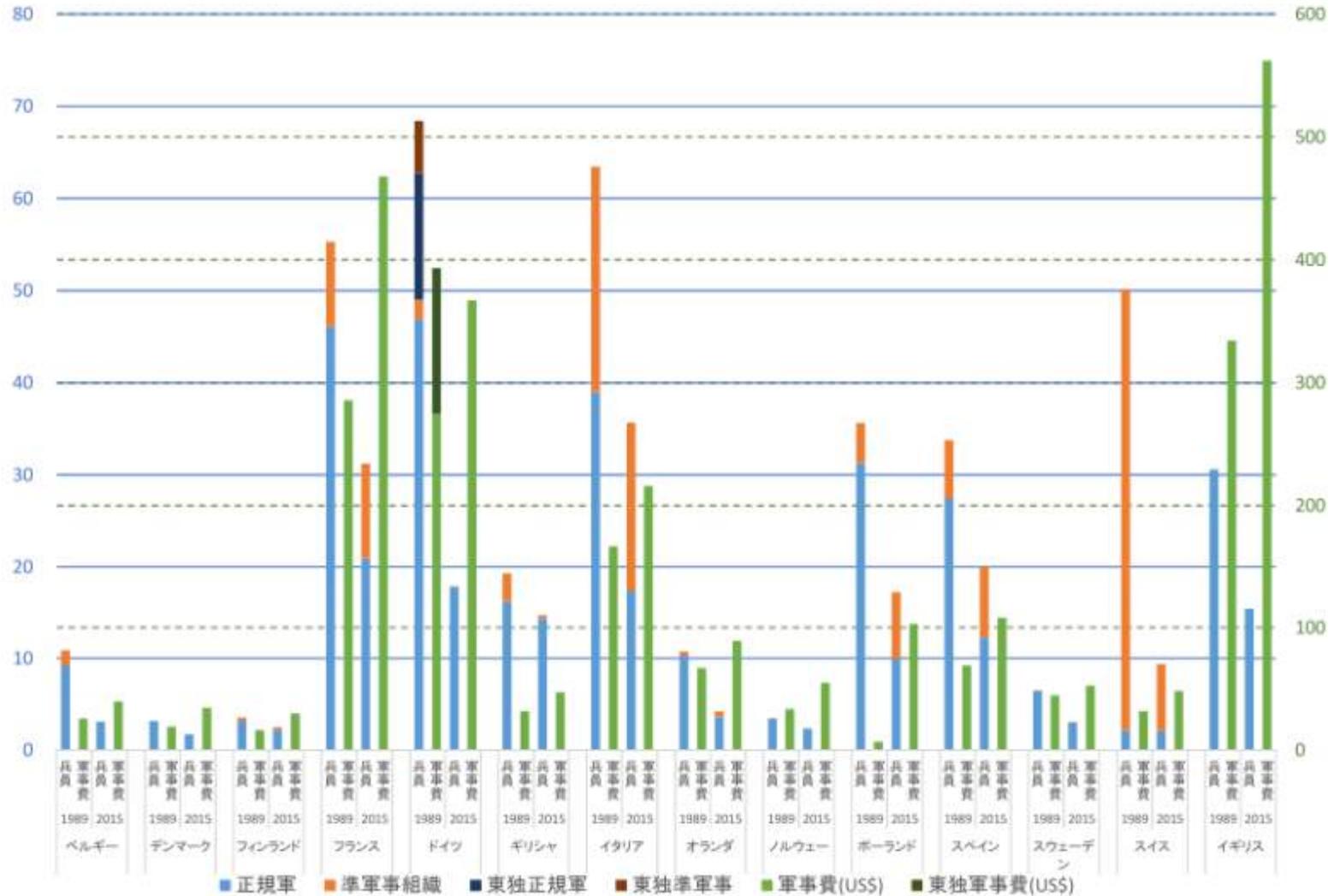
※なお、2015年の防衛支出が100億ドル以上、又は国民1人あたり防衛支出が300ドル以上の国家を選んだ。



兵員数(万人)

ヨーロッパ主要国の兵員数及び軍事費の変化(1989/2015)

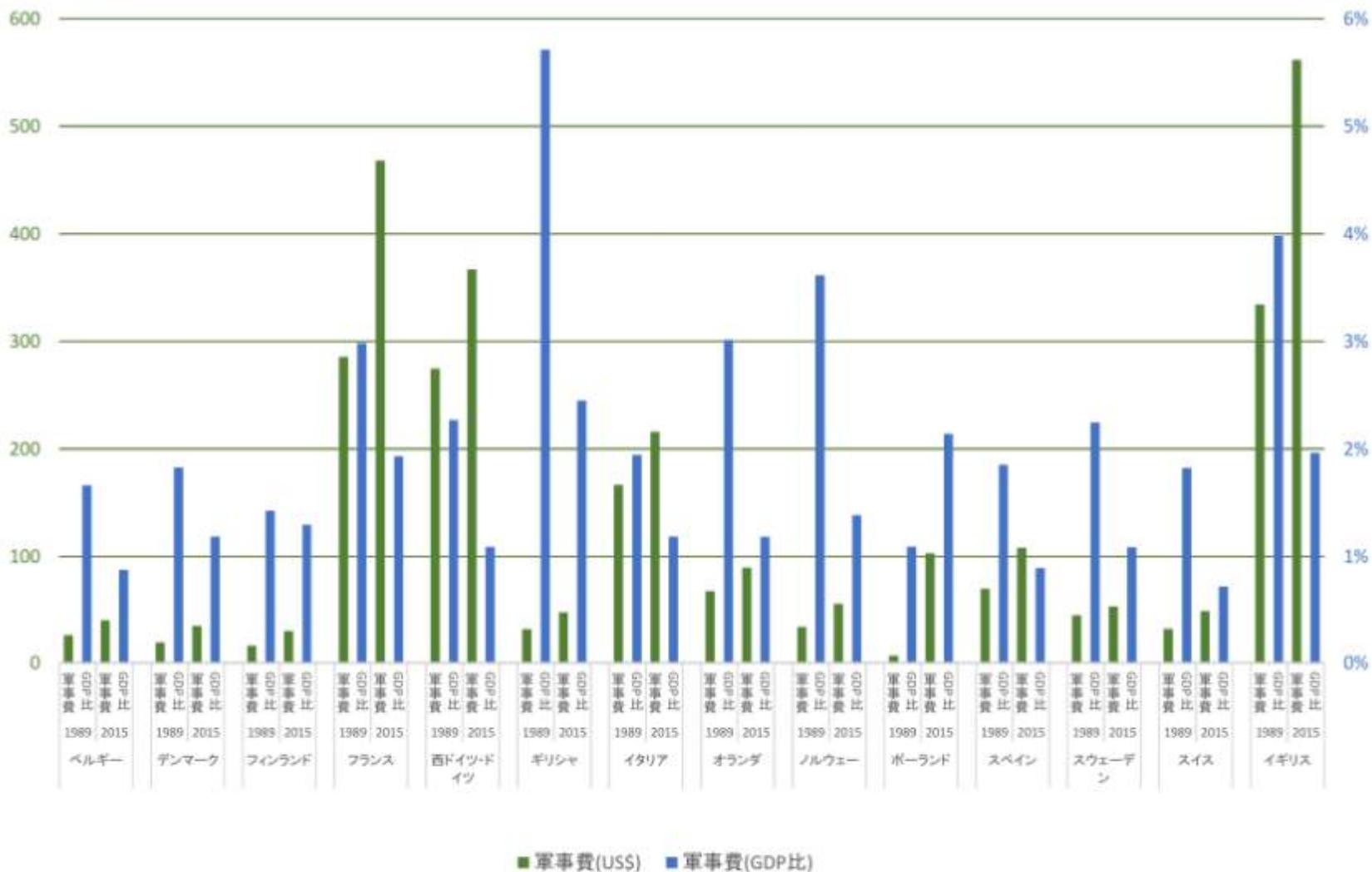
軍事費(US億\$)



軍事費(US億\$)

ヨーロッパ主要国の軍事費及び対GDP比の変化(1989/2015)

GDP比



正規軍の兵員数で比較すると、自衛隊は、アジアにおいては中国、インド、韓国に次いで数が多く、ヨーロッパ主要国のどの国よりも数が多いが、準軍事組織を含めた比較だと、フランス・イタリアは日本を上回る。また、軍事支出の金額では、自衛隊はアジアにおいては中国、インドに次いで三番目であり、ヨーロッパ主要国ではフランス及びイギリスが日本よりも多額である。

一方で、軍事費の対GDP比率及び一人あたりの軍事費で言えば、日本はいずれも低いレベルにとどまっている。このことは、日本が、経済力の拡大に伴い軍事大国化を目指すという「普通の国」を志向しない国であり、まさに「熾烈なる平和愛好精神」を持った国であることをあらわしている。

(3) 自衛隊の装備

ア 自衛隊の装備について主なものを挙げると、次のとおりである。

- ・主力戦車 約690両 装甲車 約960両
- ・戦闘機 約350機
- ・護衛艦 47隻・24万トン 潜水艦 17隻・48万トン
- ・対弾道弾ミサイル、対航空機ミサイル

資料8 戦車、主要火器などの保有数

(2016.3.31現在)

種類	無反動砲	迫撃砲	野戦砲	ロケット弾 発射機等	高射機関砲	戦車	装甲車
保有概数	2,500	1,100	450	100	50	690	960

(注) 戦車、装甲車以外の各種砲には、自走砲を含む。

資料9 主要航空機の保有数・性能諸元

(2016.3.31 現在)

所属	形式	機種	用途	保有数 (機)	最大速度 (ノット)	乗員 (人)	全長 (m)	全幅 (m)	エンジン
陸上自衛隊	固定翼	LR-1	連絡偵察	1	290	2 (5)	10	12	ターボプロップ、双発
		LR-2	連絡偵察	7	300	2 (8)	14	18	ターボプロップ、双発
	回転翼	AH-1S	対戦車	60	120	2	14	3	ターボシャフト
		OH-6D	観測	48	140	1 (3)	7	2	ターボシャフト
		OH-1	観測	38	140	2	12	3	ターボシャフト、双発
		UH-1H/J	多用途	131	120	2 (11)	12/13	3	ターボシャフト
		CH-47J/JA	輸送	58	150/140	3 (55)	16	4/5	ターボシャフト、双発
		UH-60JA	多用途	39	150	2 (12)	16	3	ターボシャフト、双発
		AH-64D	戦闘	12	150	2	18	6	ターボシャフト、双発
海上自衛隊	固定翼	P-1	哨戒	9	450	11	38	35	ターボファン、4発
		P-3C	哨戒	68	400	11	36	30	ターボプロップ、4発
	回転翼	SH-60J	哨戒	42	150	3	20	16	ターボシャフト、双発
		SH-60K	哨戒	49	140	4	20	16	ターボシャフト、双発
		MH-53E	掃海・輸送	4	150	8	30	24	ターボシャフト、3発
		MCH-101	掃海・輸送	8	150	4	23	19	ターボシャフト、3発

所属	形式	機種	用途	保有数 (機)	最大速度 (ノット)	乗員 (人)	全長 (m)	全幅 (m)	エンジン
航空自衛隊	固定翼	F-15J/DJ	戦闘	201	2.5マッハ	1/2	19	13	ターボファン、双発
		F-4EJ	戦闘	54	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		F-2A/B	戦闘	92	2マッハ	1/2	16	11	ターボファン、単発
		RF-4E/EJ	偵察	13	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		C-1	輸送	22	440	5 (60)	29	31	ターボファン、双発
		C-130H	輸送	14	340	6 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
		KC-767	空中給油・輸送	4	460	4~8 (200)	49	48	ターボファン、双発
		KC-130H	空中給油機能付加	2	340	6 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
		E-2C	早期警戒	13	330	5	18	25	ターボプロップ、双発
		E-767	早期警戒管制	4	450	20	49	48	ターボファン、双発
	回転翼	CH-47J	輸送	15	150	3 (55)	16	4	ターボシャフト、双発

- (注) 1 乗員の項で () 内の数値は、輸送人員を示す。
 2 F-4EJには、F-4EJ改48機を含む。
 3 保有数は、2016.3.31現在の国有財産台帳数値である。

資料10 主要艦艇の就役数

(2016.3.31 現在)

区分	護衛艦	潜水艦	機雷艦艇	哨戒艦艇	輸送艦艇	補助艦艇
数(隻)	47	17	27	6	11	29
基準排水量(千トン)	240	48	26	1	28	125

(注) 数字は四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

資料11 誘導弾の性能諸元

(2016.3.31 現在)

用途	名称	所属	重量(kg)	全長(m)	直径(cm)	誘導方式
対弾道弾	ベトリオット(PAC-3)	空	約300	約5.2	約26	プログラム+指令+レーダー・ホーミング
	SM-3	海	約1,500	約6.6	約35	指令+赤外線画像ホーミング
対航空機 対ミサイル	ベトリオット(PAC-2)	空	約900	約5.3	約41	プログラム+指令+TVM
	改良ホーク	陸	約640	約5.0	約36	レーダー・ホーミング
	03式中距離地対空誘導弾(中SAM)		約570	約4.9	約32	レーダー・ホーミング
	81式短距離地対空誘導弾(改)(SAM-1C)		約100	約2.7/2.9	約16	画像+赤外線ホーミング レーダー・ホーミング
	81式短距離地対空誘導弾(SAM-1)	陸空	約100	約2.7	約16	赤外線ホーミング
	91式携帯地対空誘導弾(SAM-2)	陸	約12	約1.4	約8	画像+赤外線ホーミング
	91式携帯地対空誘導弾(B)(SAM-2B)		約13	約1.5	約8	赤外線画像ホーミング
	93式近距離地対空誘導弾(SAM-3)	陸	約12	約1.4	約8	画像+赤外線ホーミング
	11式短距離地対空誘導弾		約100	約2.9	約16	アクティブ・レーダーホーミング
	基地防空用地対空誘導弾	空	約100	約2.9	約16	アクティブ・レーダーホーミング
	スタンダード(SM-1)	海	約590	約4.6	約34	レーダー・ホーミング
	スタンダード(SM-2)		約710	約4.7	約30	指令+レーダー・ホーミング
	シースパロー(RIM-7F/M)		約230	約3.7	約20	レーダー・ホーミング
	シースパロー(RIM-162)		約300	約3.8	約25	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	RAM(RIM-116)	空	約73	約2.8	約13	パッシブ・レーダー・ホーミング+ 赤外線ホーミング
	スパロー(AIM-7E/F/M)		約230	約3.7	約20	レーダー・ホーミング
	サイドワインダー(AIM-9L)		約89	約2.9	約13	赤外線ホーミング
	90式空対空誘導弾(AAM-3)		約91	約3.0	約13	赤外線ホーミング
	99式空対空誘導弾(AAM-4)		約220	約3.7	約20	レーダー・ホーミング
	99式空対空誘導弾(B)(AAM-4B)		約220	約3.7	約20	レーダー・ホーミング
04式空対空誘導弾(AAM-5)	約95		約3.1	約13	赤外線ホーミング	

用途	名称	所属	重量(kg)	全長(m)	直径(cm)	誘導方式
対艦船	88式地対艦誘導弾(SSM-1)	陸	約660	約5.1	約35	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	12式地対艦誘導弾		約700	約5.0	約35	慣性誘導+レーダー・ホーミング+GPS
	ハーブーン(SSM)	海	約680	約4.6	約34	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	ハーブーン(USM)		約680	約4.6	約34	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	ハーブーン(ASM)		約530	約3.8	約34	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	90式艦対艦誘導弾(SSM-1B)		約660	約5.1	約35	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	91式空対艦誘導弾(ASM-1C)	空	約510	約4.0	約35	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	80式空対艦誘導弾(ASM-1)		約600	約4.0	約35	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	93式空対艦誘導弾(ASM-2)		約540	約4.0	約35	慣性誘導+赤外線画像ホーミング
	93式空対艦誘導弾(B)(ASM-2B)		約530	約4.0	約35	慣性誘導+赤外線画像ホーミング+GPS
対戦車	87式対戦車誘導弾	陸	約12	約1.1	約11	レーザー・ホーミング
	01式軽対戦車誘導弾		約11	約0.9	約12	赤外線画像ホーミング
	TOW		約18	約1.2	約15	赤外線半自動有線誘導
対舟艇対戦車	79式対舟艇対戦車誘導弾	陸	約33	約1.6	約15	赤外線半自動有線誘導
	96式多目的誘導弾システム(MPMS)		約59	約2.0	約16	慣性誘導+赤外線画像光ファイバTVM
	中距離多目的誘導弾	海	約26	約1.4	約14	赤外線画像ホーミング レーザー・ホーミング
	ヘルファイア		約47	約1.6	約18	レーザー・ホーミング
	マーベリック		約300	約2.5	約31	赤外線画像ホーミング

イ 以上の正面装備においても、常備兵員数と同様に、ミリタリー・バランスによって1989年と2015年とを比較すると、ドイツ軍(1989

年のデータは西ドイツ軍のもの。以下同じ。)の主力戦車(MBT)は5045両から306両に、フランス軍は1340両から200両に、イギリス軍は1330両から227両に、イタリア軍は1333両から160両に減った。これに対して、自衛隊の戦車保有数は1222両から688両への減少にとどまる。

作戦機(ヘリコプターは除く)でも、ドイツ軍が621機から243機に、フランス軍は694機から360機に、イギリス軍は583機から266機に、イタリア軍は425機から260機に減った。これに対して、自衛隊の作戦機は、473機から637機に増強された。

主要艦船の比較は、フランス、イギリスが攻撃型空母と原子力潜水艦保有国であるため単純な比較はできないが、主要水上戦闘艦及び潜水艦の保有数は、ドイツ軍が14隻から15隻へ(潜水艦は24隻から5隻)、フランス軍が44隻から23隻へ(潜水艦は20隻から10隻)、イギリス軍が50隻から19隻へ(潜水艦は32隻から10隻)、イタリア軍が30隻から19隻へ(潜水艦は10隻から6隻)と、ドイツの主要水上戦闘艦を除き減少している。

これに対して、自衛隊の主要水上戦闘艦の保有数は、68隻から47隻に減少した。ただし、潜水艦は15隻から18隻に増強され、全通飛行甲板(艦首から艦尾まで貫通した飛行甲板)を有するヘリ搭載型護衛艦3隻と、僚艦防空能力を有するミサイル護衛艦10隻が新造されており、大型化・高戦力化が顕著である。

ウ ミリタリー・バランスから作成した表及びグラフの解説部分で若干触れたが、軍事力を国家の財政支出の面から見ると、日本は、GDPの中に占める軍事費の割合が約1%である。一定の経済規模と軍事力を備える国(イギリス、フランス、インド、韓国など)は、2%前後である。日本と同じく戦後再軍備を行ない、冷戦崩壊後にNATO軍の一員として海外派兵を

行なうようになったドイツは1.2%弱、中国も1.2～1.3%である。

日本の軍事費負担は諸国と較べて少ないものであったが、2015（平成27）年のガイドラインと安保関連法により、今後は地域を限定せず、地球規模で長期間にわたりアメリカ軍と協力することが想定される。装備の大型化・高戦力化と、アメリカ軍との一体化を併せ考慮すれば、国家財政における軍事費負担が急増していくことは避けられない。

(4) 安保関連法制定に先立つ日米防衛協力の指針、中期防衛力整備計画など

ア 安保関連法に基づいて、具体的に自衛隊がどのように運用され、どのような任務に就き、如何なる場合に武器使用、武力の行使を行うのかは、同法の国会審議において明確に説明されなかった。

しかし、この点については、安保関連法の成立（2015（平成27）年9月）に先立ち策定された「国家安全保障政策」（2013（平成25）年12月17日閣議決定）、「平成26年度以降の防衛計画の大綱」（同日閣議決定）、「中期防衛力整備計画」（同日閣議決定）そして、日米ガイドライン（2015（平成27）年4月27日）において、如何なる理念・基本方針のもとに運用されるのかということが明確に示されている。

イ 日米ガイドラインは、日米安保条約に基づく防衛協力の具体的在り方、具体的役割分担を定めた文書で、1978（昭和53）年に初めて策定されたのち、1997（平成9）年に改訂され、2015（平成27）年に2度目の改定がなされた。なお、これは日米両国の閣僚間で合意されるもので、国会承認は必要とされていないが、憲法上、武力行使に明確な制約のあるわが国において、武力行使をなしうるケースの変更を、国会の承認も憲法の改正も経ずに行うというのは明らかに問題がある。

これまでの78年日米ガイドラインと97年日米ガイドラインにおいては、日米の防衛協力を3段階に分けて想定し、「未然=平素」「日本有事」「周辺有事」との項目が設けられており、形式上は「日本の防衛のための」

協力の指針となっていた。しかし、2015年日米ガイドラインでは、その3段階の仕切りは取り払われ、そして、冒頭に以下の文章が設けられた。

平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを超えた地域が安定し、平和で安定したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は次の事項を強調する。

- ・切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- ・日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- ・政府一体となつての同盟としての取り組み
- ・地域及び他のパートナー並びに国際機関との協力
- ・日米同盟のグローバルな性格

ここで特に注目すべきは、

① 「アジア太平洋地域及びこれを超えた地域」「日米同盟のグローバルな性格」「防衛協力」という文言が示すように、日米の協力の範囲は日本の防衛を大きく超えて全世界に及んでいること（日米安保条約第5条の「日本国の施政の下にある領域」や同第6条の「極東における国際の平和及び安全の維持」といった地域的概念の放擲）

② 日米の協力は、段階（平時か、有事か）の仕切りなく、全面協力となること（「切れ目のない柔軟かつ実効的な日米共同の対応」）

である。これによれば、自衛隊は、防衛協力という名のもとに、アメリカ軍の軍事行動に対し、それがどこの地域であっても全面協力するということになる。これは、自衛隊が専守防衛に徹することの担保がなくなったことを意味する。

ウ 上記ガイドラインを実施するための国内法が、安保関連法である。

すなわち、安保関連法案が閣議決定され国会に提出されたのが2015（平成27）年5月15日であるが（閣議決定は14日）、2015年日米

ガイドラインが合意されたのは、それに先立つ同年4月27日であり、そして、その2日後の4月29日に、安倍晋三首相は、米連邦議会において演説をし、その中で以下のように述べた。

「日本はいま、安保法制の充実に取り組んでいます。実現のあかつき、日本は、危機の程度に応じ、切れ目のない対応が、はるかによくできるようになります。

この法整備によって、自衛隊と米軍の協力関係は強化され、日米同盟は、より一層堅固になります。それは地域の平和のため、確かな抑止力をもたらすでしょう。

戦後、初めての大きな改革です。この夏までに、成就させます。(中略)
それこそが、日米防衛協力の新しいガイドラインにほかなりません。」

この演説から明らかなように、安保関連法は、2015年ガイドラインが実行されるための国内法であることは明白である。

エ また、自衛隊統合幕僚監部は、安保関連法制定前に、「日米防衛協力の指針（ガイドライン）及び平和安全法制関連法案について」と題する文書を作成している(参議院特別委員会8月11日)。

この文書の冒頭には以下のように書かれている。なお、各節の後のかっこ書き（引用者注：～）は、本準備書面に前記文書を引用するにあたり、各節に何が書かれているかを示すために筆者が付け加えた部分である。

「ガイドラインの記載内容については、既存の現行法制で実施可能なものと、平和安全法制関連法案の成立を待つ必要があるものがあり、ガイドラインの中では、これらが区別されることなく記載されています。

B節（引用者注：日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処）は、前ガイドラインの「周辺事態」に対応する部分であり、平和安全法制で言うところの「重要影響事態」に関連する部分です。平和安全法制

との関連性のある部分です。

D節(引用者注：日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動)は、我が国の集団的自衛権の行使に関連する部分であり、本ガイドラインで新規で盛り込まれております。これも平和安全法制と関連性のある部分です。

第5章(引用者注：地域の及びグローバルな平和と安全のための協力)は、国際的な活動における協力等についてであり、本ガイドラインでは一つの章として記載されています。この章も平和安全法制との関連性があります。」

このように2015年日米ガイドラインには、安保関連法で初めて盛り込まれることとなり大きな国民的議論の対象となった「重要影響事態」「集団的自衛権」「後方支援」などについて、ガイドラインと安保関連法制との緊密な関係が示され、しかも、いまだ安保関連法が成立していない段階において、その成立を先取りする形で、自衛隊がアメリカ軍との協力の中で実施することが想定され、合意されたものである。

すなわち、2015年日米ガイドラインで合意された事項をすべて実施可能とするには安保関連法の成立が必要であり、逆に言えば安保関連法成立によって2015年日米ガイドライン合意事項が全て実現できることになったのである。従って、安保関連法は、アメリカ軍と一体化した自衛隊の表の顔であり、安保条約と2015年日米ガイドラインはその裏の顔とすることができ、合せて理解されるべきである。

(5) 北海道における自衛隊

ア 安保関連法を先取りして合意されたのが2015年日米ガイドラインであり、さらにそれに先立って、2013年に「国家安全保障政策」「平成26年度以降の防衛計画の大綱」、「中期防衛力整備計画」が策定されている。すでにこの時点で、安保関連法や2015年日米ガイドラインに見ら

れる「全世界的、全面的日米軍事協力」を盛り込んだ計画が策定されている。そして、これらに基づいて、すでに具体的な編成がなされ、現在進行中である。

イ これらを本件の原告が多く居住する北海道の自衛隊について見てみる。

北海道には、陸上自衛隊の第2師団（司令部：旭川市）、第5旅団（司令部：帯広市）、第7師団（司令部：千歳市）、第11旅団（司令部：札幌市）があり、航空自衛隊千歳基地、海上自衛隊函館基地隊・余市警備隊などがある。

また、演習場として、日本最大面積を持つ矢臼別演習場（別海町など）、札幌周辺とする道央地区に広がる北海道大演習場など、25か所以上ある。

冷戦時代には、ソ連が道内に上陸して軍事衝突が起きるとの想定で、全国の陸上自衛隊の3分の1、火力の2分の1を北海道に集中すると言われていた。かような下で、恵庭事件、長沼ナイキミサイル訴訟が、この北海道で発生し、自衛隊の違憲性をめぐる憲法裁判が争われた。

ウ 冷戦終結後、北海道の自衛隊基地の多くは、日米安保条約第6条に基づく地位協定（以下、「地位協定」という。）第2条第4項（b）により、アメリカ軍との共用となってきた。地位協定第2条第4項（b）により共用となっている面積は、次頁以降の表のとおり、18施設・区域、344,573,000㎡に及び、面積では全国計980,264,000㎡の35.2%を占め、沖縄県の32施設・区域、188,222,000㎡（19.2%）を大きく上回っている。

沖縄は、地位協定第2条第4項（a）に基づくアメリカ軍専用基地が大半を占めるが、アメリカ軍と自衛隊の一体化が進む中で、その区別をしなければ、北海道が日本で最も多くの日米の軍事施設・区域を抱えており、それが安保関連法と2015年日米ガイドラインによりいっそう増強されていくことは確実である。

在日米軍施設・区域別一覧

平成29年1月1日現在

施設・区域名	用途	所在地	面積
キャンプ千歳	通信	北海道 千歳市	4,274 千㎡
(東千歳駐屯地)	演習場	北海道 千歳市	81 千㎡
(北海道・千歳演習場)	演習場	北海道 恵庭市、千歳市、札幌市、北広島市	92,288 千㎡
(千歳飛行場)	飛行場	北海道 千歳市、苫小牧市、幌泉郡えりも町	2,584 千㎡
(別海矢白別大演習場)	演習場	北海道 野付郡別海町、厚岸郡厚岸町、厚岸郡浜中町	168,178 千㎡
(釧路駐屯地)	兵舎	北海道 釧路郡釧路町	26 千㎡
(鹿追駐屯地)	演習場	北海道 河東郡鹿追町	59 千㎡
(上富良野中演習場)	演習場	北海道 空知郡上富良野町、空知郡中富良野町、富良野市	34,688 千㎡
(札幌駐屯地)	演習場	北海道 札幌市	8 千㎡
(鹿追然別中演習場)	演習場	北海道 河東郡鹿追町	32,832 千㎡
(帯広駐屯地)	演習場	北海道 帯広市	757 千㎡
(旭川近文台演習場)	演習場	北海道 旭川市	1,416 千㎡
(丘珠駐屯地)	その他	北海道 札幌市	2 千㎡
(名寄演習場)	演習場	北海道 名寄市	1,734 千㎡
(滝川演習場)	演習場	北海道 滝川市、樺戸郡新十津川町	1,367 千㎡
(美幌訓練場)	演習場	北海道 網走郡美幌町	2,269 千㎡
(倶知安高嶺演習場)	演習場	北海道 虻田郡倶知安町	928 千㎡
(遠軽演習場)	演習場	北海道 紋別郡遠軽町	1,082 千㎡
北海道 18施設・区域			344,573千㎡

施設・区域名	用途	所在地	面積
北部訓練場 ※	演習場	沖縄県 国頭郡国頭村、国頭郡東村	36,584 千㎡
奥間レスト・センター	その他	沖縄県 国頭郡国頭村	546 千㎡
伊江島補助飛行場	演習場	沖縄県 国頭郡伊江村	8,015 千㎡
八重岳通信所	通信	沖縄県 名護市、国頭郡本部町	37 千㎡
キャンプ・シュワブ	演習場	沖縄県 名護市、国頭郡宜野座村	20,626 千㎡
辺野古弾薬庫	倉庫	沖縄県 名護市	1,214 千㎡
キャンプ・ハンセン ※	演習場	沖縄県 国頭郡金武町、国頭郡宜野座村、 国頭郡恩納村、名護市	49,785 千㎡
金武レッド・ビーチ訓練場	演習場	沖縄県 国頭郡金武町	14 千㎡
金武ブルー・ビーチ訓練場	演習場	沖縄県 国頭郡金武町	381 千㎡
嘉手納弾薬庫地区	倉庫	沖縄県 中頭郡読谷村、沖縄市、 中頭郡嘉手納町、国頭郡恩納村、 うるま市	26,585 千㎡
天願棧橋	港湾	沖縄県 うるま市	31 千㎡
キャンプ・コートニー	兵舎	沖縄県 うるま市	1,339 千㎡
キャンプ・マクトリアス	兵舎	沖縄県 うるま市	379 千㎡
キャンプ・シールズ	兵舎	沖縄県 沖縄市	700 千㎡
トリイ通信施設	通信	沖縄県 中頭郡読谷村	1,895 千㎡
嘉手納飛行場 ※	飛行場	沖縄県 中頭郡嘉手納町、沖縄市、 中頭郡北谷町、那覇市、糸満市	19,855 千㎡
キャンプ桑江	医療	沖縄県 中頭郡北谷町	675 千㎡
キャンプ瑞慶覧	兵舎	沖縄県 中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、 宜野湾市、沖縄市、うるま市	5,450 千㎡
泡瀬通信施設	通信	沖縄県 沖縄市	552 千㎡
ホワイト・ビーチ地区 ※	港湾	沖縄県 うるま市	1,568 千㎡
普天間飛行場	飛行場	沖縄県 宜野湾市	4,806 千㎡
牧港補給地区	倉庫	沖縄県 浦添市	2,727 千㎡
那覇港湾施設	港湾	沖縄県 那覇市	559 千㎡
陸軍貯油施設	倉庫	沖縄県 うるま市、中頭郡北谷町、 中頭郡嘉手納町、沖縄市、 宜野湾市	1,277 千㎡
鳥島射撃場 ※	演習場	沖縄県 島尻郡久米島町	41 千㎡
出砂島射撃場	演習場	沖縄県 島尻郡波名喜村	245 千㎡
久米島射撃場	演習場	沖縄県 島尻郡久米島町	2 千㎡
津堅島訓練場	演習場	沖縄県 うるま市	16 千㎡
黄尾岬射撃場	演習場	沖縄県 石垣市	874 千㎡
赤尾岬射撃場	演習場	沖縄県 石垣市	41 千㎡
沖大東島射撃場	演習場	沖縄県 島尻郡北大東村	1,147 千㎡
(浮原島訓練場)	演習場	沖縄県 うるま市	254 千㎡
沖縄計 32施設・区域			188,222 千㎡
全国計 128施設・区域			980,264 千㎡

注：1 本表は、日米地位協定第2条1項(a)に基づき米軍が使用している施設・区域(米側が管理。同協定第2条第4項(a)に基づき、自衛隊等も使用するものを含む。)及び日米地位協定第2条第4項(b)に基づき米軍が使用している施設・区域(日本側が管理)別の一覧である。
2 括弧書きの施設・区域名については、日米地位協定第2条第4項(b)に基づき米軍が一定の期間を限って使用している施設・区域を示す。それ以外は、日米地位協定第2条第1項(a)に基づき米軍が使用している施設・区域を示す。
なお、日米地位協定第2条第1項(a)に基づく施設・区域のうち、日米地位協定第2条第4項(b)に基づく施設・区域と混在するものについては、施設・区域名に※を示している。
3 計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

第3 安保関連法の概要

1 安保関連法の構造

安保関連法は、10本の現行法をまとめて改正する「平和安全法制整備法」という法律と、国際平和支援法という1本の新規法からなっている。

(1) 平和安全法制整備法（改正「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」による新任務付与を含む）

ア 自衛隊法の改正

自衛隊の任務の総括規定（第3条）、それに基づく個別の自衛隊の行動（第6章）及び権限（第7章）等の規定の改正・新設。自衛隊法プロパ一の新設・改正条項（関係法律の改定に関するものを除く。）として次のものがある。

- (7) 在外邦人等の保護措置（救出等）の規定とその際の武器使用規定の新設（第84条の3、第94条の5）
- (8) 米軍等外国軍隊の武器等防護のための武器使用の規定の新設（第95条の2）
- (9) 米軍に対する物品・役務の提供の拡大（第100条の6）
- (10) 国外犯処罰規定の新設（第122条の2）

イ 有事関連法関係

- (7) 武力攻撃事態対処法の改正（存立危機事態を含む「事態対処法」へ）
- (8) 米軍行動関連措置法の改正（存立危機事態を含め、地理的制限のない「米軍及び他の外国軍隊の支援措置法」へ）
- (9) 特定公共施設利用法の改正（武力攻撃事態等で米軍以外の外国軍隊も施設利用調整対象に含める）
- (10) 海上輸送規制法の改正（存立危機を含め、地理的制限なく、敵性船舶が輸送する外国軍用品等の強制検査・回航措置を行うものになる）
- (11) 捕虜取扱い法の改正

ウ 周辺事態法関係

(ア) 周辺事態法の改正（「重要影響事態法」へ）

(イ) 周辺事態船舶検査活動法の改正（国際平和共同対処事態と共通の、「重要影響事態等船舶検査活動法」へ）

エ 国連平和維持活動協力法の改正

国際連合平和維持活動や国際連携平和安全活動などを行う際に、いわゆる駆け付け警護が可能とされ（法第3条第5号ラ）、宿営地の共同防護（法第25条第7項）、安全確保業務（法第3条第5号ト）が認められ、武器使用権限が拡大された（法第26条）。

オ 国家安全保障会議設置法の改正

(2) 国際平和支援法（新規立法）

上記ア、オ以外はすべて略称である。

なお、自衛隊法は、わが国の防衛・安全保障関連法の総則規定としての性格を有し、武力攻撃事態対処法その他の個別法に具体的内容をゆだねる場合のほか、自衛隊法の中でも各種の行動やその際の武器使用権限等の規定を設けている。今回の安保関連法の中でも、在外邦人の救出に関する規定や米軍等他国軍隊の武器等防護に関する規定は、自衛隊法の中に新設されている。

2 「存立危機事態」の新設＝集団的自衛権の行使

自衛隊法及び武力攻撃事態対処法が改正され、これまでの「武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）」という概念に加えて、存立危機事態という概念を創り出し、自衛隊が、個別的自衛権の行使のみならず、集団的自衛権を行使することを可能とした。

武力攻撃事態等は、武力攻撃すなわち「我が国に対する外部からの攻撃」が発生または発生する明白な危険が切迫している場合を指し（武力攻撃事態法第

2条第1号)、従来は、この場合にのみ自衛隊が防衛出動することができた。しかし、本改正は、ここに「存立危機事態」という概念を創設した。

すなわち、改正後の法律である事態対処法第2条第4号において、存立危機事態は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。」と定義され、自衛隊法第76条第1項第2号は、この存立危機事態における自衛隊の全部又は一部の出動を、防衛出動の一環として規定した。そして防衛出動をした自衛隊は、「必要な武力の行使をすることができる」(同法第88条第1項)ことになる。

この存立危機事態は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃」が発生すれば、「我が国に対する外部からの攻撃」が現実には存在しなくても、自衛隊が防衛出動する可能性を認めるものであり、いわゆる集団的自衛権の行使を規定しているものである。

これにより、自衛隊は、日本に対する武力攻撃(あるいはその明白な危険の切迫)がなくとも、密接な関係にある他国、たとえばアメリカ合衆国に対する武力攻撃があれば「防衛出動」し(自衛隊法第76条第1項)、「武力の行使」(同法第88条第1項)すなわち戦闘行為ができることとなったのである。

なお、この存立危機事態として具体的にどのような場合が想定されるのかについては、安保関連法が審理された第189回国会においても、必ずしも明らかにはなっていない。しかし、法律上は、海外に出動して他国軍隊に対して武力行使をすることが可能となっているのであるから、米軍に攻撃をしている「敵国」艦船があれば空爆し、潜水艦で攻撃できるのである。

3 「重要影響事態」における「後方支援」

(1) 重要影響事態

周辺事態法を改正した重要影響事態法及び新設された国際平和支援法において、その主要な活動として、合衆国軍隊等に対する後方支援活動及び諸外

国の軍隊等に対する協力支援活動を規定し（以下、「後方支援活動」と「協力支援活動」を合わせて「後方支援活動等」という。また、集団的自衛権の行使と後方支援活動等の実施を合わせて「集団的自衛権の行使等」という。）、自衛隊が、地球上どこでも、また、米軍に対してだけでなくその他の外国の軍隊に対しても、後方支援活動等を行うことを可能とした。

(2) 活動地域

従来 of 周辺事態法を重要影響事態法へと改正し、これまで、「周辺事態」すなわち「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」（旧周辺事態法第1条）に対処する法律だったものを、この定義規定の文言から「我が国周辺の地域における」という限定を外して「重要影響事態」と称した（重要影響事態法第1条）。

また、実際の活動の現場については、これまで「後方地域」すなわち「我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる…範囲」で行うものとされてきた（旧周辺事態法第3条第1項第3号）。

しかし、改正後の重要影響事態法では、この「後方地域」に関する規定を全て削除し、後方支援活動等は、「現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しない」とするにとどめた（重要影響事態法第2条第3項）。

これによって、つい数時間前まで戦闘が行われていた場所、あるいはいつまた戦闘が勃発するかもしれない場所であっても、今現在戦闘が行われていないならば、「後方支援等」を行うことが可能となったのである。

(3) 支援相手国

また、支援の対象については、「後方支援活動」「捜索救助活動」として、

武力行使等をする米軍等への後方支援等の対応措置をとれることとした（重要影響事態法第3条第1項2号及び3号）。

※ 旧周辺事態法第1条「（周辺事態に対応して）わが国が実施する措置…を定め…日米安保条約の効果的な運用に寄与し、わが国の平和及び安全の確保に資することを目的とする」

※ 重要影響事態法第1条「（重要影響事態に際し）合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより…日米安保条約…の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、わが国の平和及び安全の確保に資することを目的とする」

(4) 支援の内容

さらに、支援の内容として、従来の周辺事態法では禁止されていた、弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備等を、禁止対象から外し、これらの行為を行うことが可能となった。

※ 旧周辺事態法第3条第2項「後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。」

別表第一

補給：給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品および役務の提供（略）

備考一 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。

二 物品および役務の提供には、戦闘作戦行動の為に発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。

※ 重要影響事態法第3条第2項「後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。」

別表第一

補給：給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品および役務の提供（略）

備考 物品の提供には武器の提供を含まないものとする。

以上のように、自衛隊は、つい数時間前まで米軍が戦闘を行っており、そしていつまた戦闘が再開されるかもしれない現場において、米軍に対して、その戦闘に使用するための弾薬を提供することが可能となったのである。まさにそこは、今現在でこそ銃弾が飛び交ってはいないが戦場そのものであり米軍に提供される弾薬は、いつ再開されるかもしれない戦闘で使用される弾薬なのである。

4 国際平和共同対処事態における「後方支援」

(1) 国際平和共同対処事態

新設された国際平和支援法は、「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」を「国際平和共同対処事態」と定義し(同法第1条)、この場合には、いつでも、地理的限定なく自衛隊を後方支援等のために派遣でき、「協力支援活動」「捜索救助活動」として、武力行使等をする外国軍隊への協力支援等の措置をとれることとした(同法第3条第1項第2号、第3号等)。

(2) 従来の特措法との違い

従来、このような「国際的な平和や安全を脅かす事態」とされる事態に対処するものとしては、アフガニスタン戦争(2001(平成13)年)やイラク戦争(2003(平成15)年)に際しての、いわゆるテロ特措法(平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法)、新テロ特措法(テロ対策海上阻止活動に対する補給

支援活動の実施に関する特別措置法)、イラク特措法(イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法)等が存在した。これらはいずれも、事象や地域を限定したものであり、時限立法であったが、国際平和支援法は、事象や地域の限定を外し恒久法として制定されたものである。

(3) 「協力支援活動」の内容

支援としてなしうる行為や、地域は、重要影響事態法の「後方支援」と同じである。

ここでの支援活動について、後方地域という限定がなく「現に戦闘が行われている現場」でなければ活動できること(国際平和支援法第2条第3項)、支援の内容に弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する整備・給油が含まれることは、上記の重要影響事態における後方支援と同様であり、従前の各特措法ではできないとされていたこれらの事項が含まれている。

第4 安保関連法の違憲性

1 集団的自衛権行使容認の違憲性

(1) 集団的自衛権の行使容認と法制化

安保関連法は、自衛隊法及び武力攻撃事態対処法を改正し、これまでの「武力攻撃事態」「武力攻撃予測事態」（以下「武力攻撃事態等」という。）に加え、「存立危機事態」という新たな概念を作り出した。

この「存立危機事態」とは「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義されている（改正後の事態対処法第2条第4号）。

そして、自衛隊法第76条第1項第2号は、防衛出動の一環として、存立危機事態における自衛隊の全部又は一部の出動を規定しており、防衛出動をした自衛隊は「必要な武力の行使ができる」（同法第88条第1項）と規定している。つまり、自衛隊は前記「存立危機事態」にあつては、「必要な武力の行使をすることができる」こととなり、改正法のもと、集団的自衛権の行使が可能となった。

(2) 憲法学界における議論

憲法第9条の解釈については、自衛のための戦争を含めてあらゆる武力行使を放棄して非武装の恒久的平和主義を定めたものであるという解釈から、自衛のための必要最小限度の実力の保持は憲法上許容されているとの解釈、さらには、否定されるのは日本が当事者となつてする侵略戦争のみであつて集団的自衛権の行使も許されるとの解釈まで、さまざまな立場がある。

(3) 従来政府の解釈

ア 従来政府の解釈

日本政府は、日本国憲法も独立国が当然に保有する自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の組織である自衛隊は憲法第9条

第2項の「戦力」には当たらず、日本国憲法の下でも許されるとの解釈を取ってきた。

そして、自衛権の発動は①日本に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどめるべきことの3つの要件（自衛権発動の3要件）を満たすことが必要であるとの解釈を定着させてきた。この政府解釈は60年間にわたり、国会において、繰り返し国民に対し説明されてきたものである。

イ 従来の政府解釈に基づく「集団的自衛権行使」「海外派兵」

従来の政府解釈によれば、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにも関わらず実力をもって阻止する権利としての集団的自衛権の行使は、この自衛権発動の3要件、特に①の要件に反し、憲法上許されないとされてきた。

また、政府は③の要件の「必要最小限度」に関して、自衛隊の実力行使は外部からの武力攻撃を日本の領域から排除することを目的とするものであるから、日本の領域内での行使を中心とし、必要な限度において日本の周辺の公海・公空における対処も許されるのであって、反面、武力行使の目的をもって自衛隊を他国の領土・領海・領空に派遣するいわゆる海外派兵は、この「必要最小限度」を超え憲法上許されないとしてきた。

ウ 小括

上記のとおり、政府は自衛隊による実力の行使が、日本の領域への侵害の排除に限定して初めて憲法第9条の下でも許され、その限りで自衛隊は「戦力」に該当せず、「交戦権」を行使するものでもないと解してきた。

上記の海外派兵の禁止、集団的自衛権行使の禁止という解釈は、昭和29年の自衛隊創設以来、積み上げられてきた一貫した政府の憲法第9条解釈の基本原則であり、内閣法制局及び歴代の総理大臣の国会答弁や政府答

弁書等において繰り返し表明されてきた。それは、憲法第9条の確立された政府の解釈として規範性を有するものとなり、これに基づいて憲法第9条の平和主義の現実的枠組みが形成され、「平和国家日本」の基本的あり方が形造られてきたのである。

(4) 7. 1 閣議決定とそれによる従来政府の解釈の変更

政府は、2014（平成26）年7月1日、前述したこれまでの確立した憲法第9条の解釈（旧3要件）を覆し、集団的自衛権の行使を容認することなどを内容とする閣議決定（以下、「7. 1 閣議決定」という。）を行い、これを実施するための法律を制定するものとした。

すなわち「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない時に、③必要最小限度の実力の行使をすること」は、従来政府の見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許されるとした（上記①②③が「新3要件」と言われるものである）。

そして、安保関連法による改正自衛隊法第76条第1項及び事態対処法第2条第4号等に、上記新3要件に基づく「防衛出動」との位置づけがなされ、集団的自衛権の行使の内容、手続きが定められるに至った。

(5) 集団的自衛権行使容認の違憲性

集団的自衛権とは、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される地位」であり（昭和47年政府見解）、その本質は他国防衛である。そして、この集団的自衛権という概念は、第二次世界大戦後、国際連合が集団安全保障の理念を掲げつつも、常任理事国の一致が得られにくくな

るであろうことを見越して、安全保障理事会が必要な処置をとるまでの間の暫定的な違法性阻却事由として妥協的に規定されたものであり、国連憲章第51条によって新たに登場した概念である。すなわち、集団的自衛権は、自衛権という名称を付されているが、それは本来の自国の独立・存立を守るための「主権国家固有の自衛権」とは異質な概念である。

上記の通り、集団的自衛権の行使は、いかに「自衛のための措置」と説明されようとも、政府の憲法解釈として定着し、現実的規範となってきた憲法第9条の解釈の核心部分、すなわち、自衛権の発動は日本に対する直接の武力攻撃が発生した場合にのみ、これを日本の領域から排除するための必要最小限度の実力の行使に限って許されるとの解釈を真っ向から否定するものである。それは、他国に対する武力攻撃が発生した場合に自衛隊が海外にまで出動して戦争をすることを認めることであり、その場合に自衛隊は「戦力」であることを否定し得ず、交戦権の否認にも抵触する。

(6) 新3要件の危険性

ア 新3要件に基づく集団的自衛権の行使が極めて危険であることを要件ごとに検討する。まず「他国に対する武力攻撃」に対し、日本が武力をもって反撃するということは、法理上、これまで日本周辺に限られていた武力の行使の地理的限界がなくなり、外国の領域における武力の行使、すなわち海外派兵を否定する根拠もなくなることを意味する。

第1要件についていえば、「我が国に対する武力攻撃」の存否については事実として明確であるのに対し、他国に対する武力攻撃によって「我が国の存立が脅かされ」るかどうかが、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」かどうかは、評価の問題であるから、極めてあいまいであり、客観的限定性を欠く。

「密接な関係」「根底から覆される」「明白な危険」などもすべて評価概念であり、その該当性は判断する者の評価によって左右される。そして、

法案審議における政府の国会答弁によれば、この事態に該当するかどうかは、結局のところ、政府が「総合的に判断」するというのである。

イ 第2要件（他に適当な手段がないこと）及び第3要件（必要最小限度の実力の行使）は、表現はこれまでの自衛権発動の3要件と類似しているが、前提となる第1要件があいまいになれば、第2要件、第3要件も必然的にあいまいなものとなる。

例えば、国会審議を含めて政府から繰り返し強調されたホルムズ海峡に敷設された機雷掃海についてみれば、第1要件のいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命等が根底から覆される」のは、経済的影響でも足りるのか、日本が有する半年分の石油の備蓄が何か月分減少したら該当するのか、その時の国際情勢や他国の動きをどう評価・予測するのかなどの判断の仕方に左右される。第2要件の「他の適当な手段」として、これらに関する外交交渉による打開の可能性、他の輸入ルートや代替エネルギーの確保の可能性などの判断についても客観的基準は考えにくい。さらに第3要件の「必要最小限度」も第1要件・第2要件の判断に左右され、派遣する自衛隊の規模、派遣期間、他国との活動分担などの限度について客観的基準を見出すことは困難である。

ウ 以上に加えて、平成25年12月に制定された特定秘密保護法により、防衛外交、スパイ、テロリズム等の安全保障に関する情報が、政府の判断によって国民に対して秘匿される場合、「外国に対する武力攻撃」の有無・内容、その日本及び国民への影響、その切迫性等を判断する偏りのない十分な資料を得ることすらできず、政府の「総合的判断」の是非をチェックすることができない。

エ このように、安保関連法に基づく集団的自衛権の行使容認は、これまで政府自らが確立してきた憲法第9条の規範内容を否定するものであり、その行使の3要件が客観的限定性を持たず、きわめてあいまいであるため、

時の政府の判断によって、日本が、他国のために、他国とともに地理的な限定なく世界中で武力を行使することを可能にするものとして、憲法第9条の規定に違反することは明らかである。

(7) 立憲主義違反

日本国憲法は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」(前文)として、立憲主義に基づく平和主義を明らかにし、基本的人権の不可侵性を規定するとともに(第97条)、憲法の最高法規性を規定して(第98条第1項)、国務大臣・国会議員等に憲法尊重擁護義務を課した(第99条)。日本国憲法の立憲主義は、国家権力に憲法を遵守させて縛りをかけ、平和の中でこそ保障される国民・市民の権利・自由を保障しようとするものである。

2014(平成26)年7月1日の集団的自衛権の行使を容認する閣議決定、2015(平成27)年5月14日の安保関連法案の閣議決定及び安保関連法の制定によって集団的自衛権の行使を認めることは、これを禁止した規範として確立していた憲法第9条の内容を、行政権の憲法解釈及び国会による法律の制定によって改変してしまおうとするものであり、これはまさに、この立憲主義の根本理念を踏みにじるものである。

同時に、このような憲法の条項の実質的改変は、本来、憲法第96条に定める改正手続きによらなければならないものである。同条は憲法の改正には、各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と国民投票による過半数の賛成を要求し、慎重な改正手続きを定めるとともに、憲法制定権力に由来する主権者たる国民の意思に、その最終的な決定を委ねたのである。閣議決定と法律の制定によって憲法第9条の内容を改変することは、憲法第96条の改正手続きを潜脱することであり、立憲主義を踏みにじり、憲法制定権力に由来する主権者たる国民の、憲法改正に関する決定権を侵害するものである。

2 後方支援活動（協力支援活動）の違憲性

(1) 後方支援活動の拡大

自衛隊は、重要影響事態法における「重要影響事態」及び国際平和支援法における「国際平和共同対処事態」において、「後方支援活動」（協力支援活動）をすることができる。成立した安保関連法に定められた「後方支援活動」の実態は、自衛隊に属する水・食料・機器等の物品の提供及び自衛隊の部隊等による輸送・修理・医療等の役務の提供といった「兵站（へいたん）」活動である。

(2) 従来政府の解釈とその問題点

従来、後方支援活動をめぐり問題となってきたのは、自衛隊の活動そのものが「武力の行使」にあたらないとしても、他国の武力行使と一体になることによって、結局、憲法第9条が禁止する「武力の行使」と評価されるのではないかという点である。

この点につき、政府は、「いわゆる一体化論と申しますのは、わが国に対する武力行使がない、武力攻撃がない場合におきまして、仮に自らは直接武力の行使にあたる行動をしていないとしても、…他のものが行う武力の行使への関与の密接性などから、わが国も武力の行使をしたという法的評価を受ける場合があり得る。そのような法的評価を受けるような形態の行為はやはり憲法9条において禁止されているのである。」（大森政輔内閣法制局長官1997（平成9）年11月20日衆議院安全保障委員会答弁）との見解を示してきた。

そして、これまでの各法制は、上記の政府解釈に基づき、武力行使の一体化論を前提に、他国軍隊の武力行使と一体化しないように注意を払って法制化してきた、とされている。

具体的には、まず活動地域について、周辺事態法において、米軍の支援を行うことのできる地域を「後方地域」すなわち「現に戦闘行為が行われてお

らず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」に限定することによって、米軍による武力の行使と一体化しないものとされた。また、旧テロ特措法においても、自衛隊の活動範囲は周辺事態法と同じ「後方地域」に限定されていた。

ここで限定された活動地域は、「非戦闘地域」と称され、ここでの活動は、武力行使に当たらない、武力行使と一体化しないとの解釈が行われた。旧イラク特措法も、同様の解釈の下に制定されている。

この点については、7. 1 閣議決定において次のように述べられている。

「いわゆる後方支援といわれる支援活動それ自体は、「武力の行使」に当たらない活動である。(中略) 一方、憲法第9条との関係で、わが国による支援活動については、他国の「武力の行使と一体化」することにより、わが国自身が憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないように、これまでの法律においては、活動の地域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた。」(もともと、このような政府解釈に基づく「非戦闘地域」であっても、イラク派遣の実態から明らかのように、自衛隊の宿営地に迫撃砲やロケット弾による攻撃が10回以上発生していることは周知のとおりである。)

また、活動の内容が米軍に対する物品・役務の提供であっても、弾薬を含む武器の提供や、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備は除外されていた。

(3) 安保関連法で認められることになった後方支援活動の内容

これに対し、新たに制定された安保関連法では、従来の周辺事態法やイラク特措法等に見られた「後方地域」「非戦闘地域」という枠組みではなく、「現に戦闘を行っている現場」でなければ自衛隊は活動しうるものとされた。

安保関連法で認められることになった自衛隊の後方支援活動は、以下のよ

うなものである。

ア 現に戦闘が行われている現場でさえなければ、「後方地域」ではなくとも（すなわち前線であっても）兵站活動をすることができる。兵站活動を行う地域は、自衛隊が活動を行う期間中に戦闘現場となることが予想される地域・場所であっても差し支えない。つい先刻まで戦闘現場であったが現在は戦闘が止んでいる場所も含まれる。そして、それらの場所は、現に戦闘となっている現場でさえなければ、戦闘現場に距離的に近接した場所であっても構わない。

イ 弾薬の提供ができる。ここで新たに提供可能となる「弾薬」とは、武器とともに用いられる火薬類を使用した消耗品であり（2015（平成27）年7月30日参議院安保特別委員会中谷防衛大臣答弁）、小銃の弾薬だけでなく、手りゅう弾、ロケット弾、戦車砲弾、りゅう弾砲弾、無反動砲弾、クラスター爆弾、劣化ウラン弾、ミサイル、核弾頭なども含まれる。

輸送任務では弾薬だけでなく武器の輸送も可能であり、ミサイル、戦車、化学兵器、毒ガス兵器、核兵器も輸送できる（同委員会中谷答弁、同年7月29日、8月3、4、5日）。輸送する物資は自国所有のものに限られず、したがって、たとえば他国所有の戦車を輸送することもできる。

ウ 戦闘任務に向かおうとしている車両、艦艇、戦闘機や戦闘ヘリコプターへの給油、洋上給油、空中給油や、整備活動も行い得る。

エ これら弾薬の提供、武器・弾薬の輸送、給油及び整備は、「現に戦闘が行われている現場」でさえなければ、現に戦闘が行われている現場の直近であっても行い得る。また、敵勢力の反撃が予想されない地点は「現に戦闘が行われている現場」ではないので、敵勢力の射程外からの戦闘活動（いわゆる「アウトレンジ攻撃」）を行っている他国軍隊の戦車や自走式ロケット砲発射機などのためにそれらの砲弾の提供を行うことができる。

安保関連法の審議の中で、海上自衛隊が作成の資料において実際の運用

イメージが示されていることが指摘されているが（2015（平成27）年7月29日参議院安保特別委員会）、そこでは、米軍の対潜哨戒ヘリコプターが敵潜水艦を探知・攻撃した後、海上自衛隊のヘリ搭載型護衛艦（DDH）に着艦して給油・補給を受け、その後に再度敵潜水艦への攻撃を行うという想定がなされていた。このような活動も、護衛艦の位置が敵潜水艦の魚雷の射程外であれば、そこは「戦闘行為が行われている現場」には当たらないというわけである。

オ また、先刻まで戦闘が行われていた現場やいつまた戦闘が行われるかもしれない現場も、「現に戦闘が行われている」わけではないから、自衛隊の活動を妨げる理由とはならない。

(4) 安保関連法による後方支援活動と大森4要素についての政府見解

ア このように、安保関連法においては「後方支援活動」を行う「地域」と「活動内容」が大きく変更されているが、安保関連法で新たに自衛隊がなし得ることとされた「後方支援活動」は、「武力行使の一体化」することはないのか。

この点について、まず、いかなる場合に「後方支援活動」が「武力行使と一体化」するかの判断基準である「大森4要素」を紹介し、次に、安保関連法で自衛隊がなし得ることとされた「後方支援活動」が大森4要素に照らし問題がないとする政府見解を紹介する。

イ 後方支援活動が武力行使と一体化しているか否かの判断要素として、「大森4要素」と呼ばれるものが示されている。

すなわち、わが国の活動が他国の武力の行使と一体化するかどうかの判断について、

- ① 戦闘活動が行われている、又は行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的關係
- ② 当該行動等の具体的内容

③ 他国の武力の行使の任に当たる者との関係の密接性

④ 協力しようとする相手の活動の状況

といった諸般の事情を総合的に勘案した上で個々の判断するというものである。

これは、1996（平成8）年5月21日の衆議院内閣委員会において大森政輔内閣法制局長官（当時）が示したものである。また、イラクにおいて自衛隊が行った米軍兵士の輸送が、米軍の武力行使と一体化しているか否かが争点となったイラク訴訟における名古屋高裁判決も、かかる大森4要素を検討し、自衛隊の輸送行為が米軍の武力行使と一体化しているか否かを判断している。

安保関連法の審議の中でも、武力行使の一体化については、大森4要素によって判断されるという従来の政府見解に変わりがないことが示されている（2015（平成27）年8月26日参議院安保特別委員会横畠裕介内閣法制局長官答弁）。

ウ 政府は、安保関連法による自衛隊の「後方支援活動」と大森4要素について、7.1閣議決定で次のように述べている。

「政府としては、いわゆる「武力行使との一体化」論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実経験、国際連合の集団安全保障措置の実態等を勘案して、従来の「後方地域」あるいはいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などのわが国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方に立って、わが国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できる

ようにするための法整備を進めることとする。

- ① わが国の対象となる他国軍隊が「現に戦闘を行っている現場」では支援活動は実施しない。
- ② 仮に、状況変化により、わが国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止または中断する。」

(5) 前記政府見解の不当性

ア まず、7. 1 閣議決定は、後方支援活動が武力行使と一体化する場合には憲法第9条に違反するという、「武力行使との一体化論」についてはこれを維持するものである。

すなわち、集団的自衛権の行使を合憲とする政府解釈に立ったとしても、「他国の武力行使と一体」とみなされるような活動を行うことは憲法第9条に違反するものであり、また、安保関連法で新たに認められた活動は、「武力行使と一体化」するものではなく憲法第9条に違反しない、ということになる。

イ この点、国会審議の中で、「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」について、政府は以下の理由により他国の武力行使との一体化はしないとの見解を示している（2015年衆議院安保持別委員会塩川鉄也議員要求）。

- ①実際に戦闘行為が行われる場所とは一線を画する場所で行うものであること
- ②支援活動の具体的内容が給油及び整備であり、戦闘行為とは異質の活動であること
- ③自衛隊の部隊等は他国軍隊の指揮命令を受けるものではなく、わが国の法令に従い自らの判断で活動するものであること
- ④支援する相手方の活動の現況は、あくまで発進に向けた準備中であり、

現に戦闘行為を行っているものではないこと

ウ しかし、これら政府見解はまったく不合理である。

(7) ①実際の戦闘行為の場所とは一線を画するという理由について

敵勢力の継戦能力（継続して戦闘を行う能力）を削ぐために、前線と根拠地を結ぶ補給路である後方連絡線を攻撃すること（阻止攻撃）は軍事上の常識であり、したがって「後方支援活動」は軍事的に撃破する価値のある目標といえることができる。

そして、前記のとおり、いつその場所が戦闘の現場になるかもしれず、また先刻まで戦闘の現場であった場所でもよいとされているわけであるから、当該地点において今現在敵勢力の攻撃がないのは、地理的・距離的要因に基づくものではなく、より高価値の目標が他にあるとか、攻撃の準備がまだ整っていないためであるなど、他の要因に基づくものと理解すべきである。

したがって、①実際の戦闘行為の場所とは一線を画するなどという事情は全く存在しない。

(8) ②給油や整備は戦闘行為とは異質の活動であるという理由について

そもそも後方支援活動は戦闘行為そのものではないのは自明である。

「武力行使の一体化論」とは、後方支援活動が戦闘行為とは質の異なる活動であるという前提で、それでもなお後方支援活動が武力行使と一体化する可能性が存在することを認め、そのような後方支援活動をしてはならないという制約なのである。

したがって、②給油や整備が戦闘行為とは異質の活動であるということとは、「後方支援活動」と武力行使との一体化を否定する理由には全くならない。

(9) ③自衛隊の指揮系統が他国軍隊とは別個であるという理由について

大森4要素の3番目において、「他国の武力の行使の任に当たる者と

の関係の密接性」が挙げられているため、政府見解の③は、それを意識した理由付けであると考えられる。

しかし、軍隊の指揮系統が国ごとに独立しているのは当然のことである。そして、軍隊の指揮系統が国ごとに独立していても、協調して武力を行使することは決して珍しいものではない。大森4要素も、「他国…との関係の密接性」を判断要素としており、指揮系統が独立しているか否かは密接性の判断要素の一つではあるが、そのことのみで密接性が判断されるものではない。

また、他国の軍隊が戦闘行動をする際にその航空機に給油整備を行うこと自体は、他国の軍隊と指揮系統が別個になっていても行いうるものである。一方で、戦闘行動においては攻撃のタイミングが非常に重要になるから、戦闘部隊を運用する国と給油整備を行う国との間で入念な打ち合わせが欠かせないし、場合によっては、その給油整備が作戦の死命を制することも想定できる。そのような場合は、まさに、「他国…との関係の密接性」が高いものと判断されることになろう。

このように、自衛隊の指揮系統が他国軍隊とは別個であっても、「他国…との関係の密接性」が高いケースというのは十分想定されるのであるから、③自衛隊の指揮系統が他国軍隊とは別個であるということは、自衛隊の「後方支援活動」が武力行使と一体化しないことを何ら保証するものではない。

(d) ④支援する相手は発進に向けた準備中にすぎないという理由について

たとえば、給油や整備を行う対象となっている航空機そのものは発進準備中であつたとしても、その航空機の所属する部隊は現に戦闘中であるということは十分にありうる。この場合、給油や整備等を受けた航空機は、戦闘中の所属部隊を支援すべく即座に戦闘行為に復帰することが予定されている。すなわち、かかる航空機に対する給油活動、整備活動

は、戦闘行為・武力行使に極めて近接した時点で行われるものであり、この給油活動、整備活動がなければ、また完了しなければ当該航空機は戦闘行為に向けての発進ができないものである。

また、現実の作戦行動においては、戦闘行為を行った作戦機が給油のために基地や母艦に一旦戻り、給油と機体の整備を受けてまた発進するというのは常識かつ当然のことで、この場合、給油と整備活動は現実に行われている戦闘行為と密接不可分な関係といえることができる。

このように、場所的にも時間的にも近接・密接で、まさに戦闘作戦実施中の航空機への給油やその整備は、その他国軍隊の武力行使の一部に完全に組み込まれてしまう必要不可欠な作業であり、武力行使と一体化したものである。したがって、④支援する相手の機体そのものは発進に向けた準備中であつたとしても、そのことは自衛隊の「後方支援活動」が武力行使と一体化しないことを何ら保証するものではない。

エ 前記イラク訴訟における名古屋高裁判決も、大森4要素について次のとおり検討し、その結果、次のとおり、自衛隊が行った米軍兵士の輸送が米軍の武力行使と一体化していると述べた。以下、該当部分を引用する。

「米軍との密接な連携の下で、米軍と武装勢力との間で戦闘行為がされている地域と地理的に近接した場所において、対武装勢力に対する戦闘行為を行うヘリに対して給油を行っているものといえることができ、現代戦において輸送等の補給活動もまた戦闘行為の重要な要素であると言えることを考慮すれば、米軍の戦闘行為にとって必要不可欠な軍事上の後方支援を行っているといえることができる。したがって、上記4要件に照らし他国による武力行使と一体化した行動であつて、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動である。」

この判決文は、まったくそのとおりであり、安保関連法による自衛隊

の後方支援活動が武力行使と一体化しないという政府見解の不当性を端的に指し示すものである。

(6) 結論

「現に戦闘行為が行われている現場」は、流動的に変化していくものであり、それにあたるか否かの判断は、現場の自衛隊員が行うよりほかない。政府の答弁では、「現に戦闘行為を行っている現場」か否かは画一的に分けられるものであるとの認識を示しているが、まさにこれこそが現場を知らない「机上の空論」であると言わざるを得ない。

後方支援の場所が、これまでの「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる地域」から「現に戦闘行為を行っている現場」に変更され、明らかに自衛隊員の活動地域が戦闘により近づいている。

また、活動内容についても、弾薬の提供が可能になり、輸送任務については、武器すらも対象となり、政府答弁では、その対象には法律上制限がないかのような有様である。

名古屋高裁ないし大森4要素の判断基準によれば、場所ないし活動内容の著しい拡大は、いつかの時点で確実に「武力行使との一体化」を惹起することになる。

よって、安保関連法における後方支援活動（協力支援活動）は、政府のよって立つ「武力行使の一体化」の制約にすら違反し、ひいては憲法第9条の武力行使にあたる違憲な活動であることは明らかである。

3 改正「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」による新任務付与の違憲性

(1) 法令違憲

ア はじめに

改正された「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（以

下「改正PKO協力法」という)は、国連PKOの変質・変遷に対応するものとして作られ、新たな任務を加えている。同法は、憲法第9条との矛盾抵触を防ぐため定めた旧PKO協力法の参加5原則を踏襲している装いを凝らしているものの、その実質は憲法第9条に違反し、法令違憲である。

イ 警護活動・安全確保活動（法第3条第5号ト）及び駆け付け警護（法第3条第5号ラ）とそのための武器使用（法第26条第1項・第2項）

(1) 警護活動・安全確保活動とは「防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護」と定義されており（法第3条第5号ト）、法第26条第1項で、その任務を妨害する相手に対する武器使用が可能である。

駆け付け警護とは、平和維持活動等に従事する「(活動関係者)の生命または身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、または生じるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体保護」と定義され（法第3条第5号ラ）、活動関係者には人道援助関係者だけではなく他国のPKO軍事要員（兵士）を含む。

本来駆け付け警護は警護活動・安全確保活動に含まれるものである。警護活動・安全確保活動は自衛隊普通科部隊（歩兵部隊）が行うが、駆け付け警護活動はその他の部隊（施設部隊や衛生部隊など）が行うという違いがあるため、駆け付け警護活動を警護活動・安全確保活動とは別に法文で規定したものである。

いずれの活動も、不測の攻撃に対して、自己または自己と共に現場に所在する者若しくは自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護する、いわば自己保存のための自然的権利に基づく行為ではない。部隊の活動を妨害する勢力に対して妨害を排除するために武器を使用するので

あるから、任務遂行型（任務防衛のため）の武器使用というべきものである。

- (i) この点、政府解釈は、憲法第9条の武力行使を「国際的な武力紛争の一環として行われる戦闘行為」とし、「国際的な武力紛争」の意味を、相手が「国または国に準じる組織の間で行われるもの」と定義する。

そして、警護活動・安全確保活動及び駆け付け警護活動を実施する場合にあっては、いわゆるPKO参加5原則に加え、領域国及び紛争当事者の受入れ同意が、国際連合平和維持活動等及びこれらの業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められることを要件とすること（法第6条第1項）により、国又は国に準ずる組織が敵対するものとして登場することがないことを確保しているため、憲法第9条の禁ずる「武力の行使」に当たらないとする。

- (ii) しかし、「領域国及び紛争当事者の受入れ同意が、国際連合平和維持活動等及びこれらの業務が行われる期間を通じて安定的に維持」されているからといって、「国または国に準じる組織」が現れ敵対することがないとは限らない。現に南スーダンでは受入れ同意をした南スーダン政府軍が、PKO部隊に対して妨害や攻撃を行ったことが明らかとなっている。

また、武器使用の相手が「国」ないしは「国に準ずる組織」であるか否かで武器使用と武力行使を区別するのも、これまたわが国の独自の解釈である。

国際法上、軍隊が組織的な武器使用等の敵対行為を行う場合には、武力紛争法（戦時における害敵手段・方法の規制に関する国際法）の適用対象となる（なお、国連の軍事的活動に従事する場合、当該構成員は、武力紛争法上文民と同様の保護対象であり、当該敵対行為が自衛として行われるときは、紛争当事者性を有しないという例外があるが、自衛と

しては行われぬ場合は、やはり武力紛争法の適用対象となる)。そして、敵対行為の対象は、軍事目標（武力紛争法上攻撃の対象として認められる人と物）に限定されない。つまり、どのような相手に対してであれ、軍隊が組織的な武器使用を行った場合は、国際法上の武力紛争法によって規律されるのであって、「国」ないしは「国に準ずる組織」がなければ武力行使にあたらないと主張しても全く通用しない。

- (i) 警護活動・安全確保活動及び駆け付け警護のための武器使用については、自衛隊法第89条第2項の準用により、当該部隊指揮官の命令によるとされている。したがって、これらの武器使用が、部隊としての組織的武器使用にあたることは疑う余地がない。

そして、任務防衛を目的として対象者に対し危害射撃を加えるものであり、正当防衛、緊急避難の要件を満たすものではないから、自己保存のための自然的権利により正当化することはできない。

以上のことから、同武器使用は、武力行使に該当するので、憲法第9条に違反する。

ウ 宿営地の共同防護と任務遂行に必要な武器使用（法第25条第7項）

- (7) 宿営地共同防護活動は、自衛隊が駐留する宿営地に他国部隊も駐留しており、その宿営地が攻撃された際に、他国部隊と連携して宿営地を共同で防護する活動である。

宿営地共同防護のための武器使用は、任務規定である改正PKO協力法第3条第5号にではなく、同法第25条第7項という武器使用権限規定に入っている。第25条は全体としていわゆる自己保存型の武器使用の規定である。したがって、宿営地共同防護のための武器使用は自己保存という自然権的武器使用であるから、いかなる相手であっても武器使用であり武力行使にはなりえないという位置づけとなっている。

- (i) しかし、これまで宿営地共同防護のための武器使用は、政府解釈によ

っても、自己保存という自然権的武器使用とは理解されていなかった。
実は、宿営地共同防護は、南スーダンで陸上自衛隊第5次隊（派遣期間
2013（平成25）年12月から同年6月）が直面した活動である。

2013（平成25）年12月に首都ジュバでの内戦による銃撃戦が
始まり、その後南スーダン全土に内戦が拡大し、政府軍もさらに分裂し
た時期に南スーダンへ派遣されていたのが陸自部隊第5次隊であり、同
部隊は2013（平成25）年12月24日、UNMIS治安安全部
門顧問からのメールで、首都ジュバのトンピン地区にある国連宿営地の
警備施設強化命令が伝達され、その中に「火網の連携」があった。

「火網の連携」とは、宿営地に駐屯する各国のPKO部隊が、宿営地
を武装勢力の襲撃から防護するため、隣接部隊と連携して火器を使用す
るもので、火器の弾道が網の目のようになるものである。

しかし、陸上自衛隊研究本部が作成した「南スーダン派遣施設隊第5
次要員に係る教訓要報」には、「我が国の従来憲法解釈において違憲
とされる武力行使にあたりとされていたため、他国軍との『火網の連携』
は実現困難とみられていた」と記述されていた。

つまり、宿営地共同防護のため「火網の連携」を行うことは、政府解
釈によっても憲法第9条に違反する武力行使にあたるものと従前は理解
されていたのである。

- (9) このように、宿営地共同防護のための武器使用は、今回の法改正によ
り初めて、自己保存型の武器使用に位置づけられることになった。しか
しながら、宿営地共同防護は、広大な宿営地を他国部隊と共同して防衛
する活動である。広大な宿営地の中に存在している者が自衛隊員のそば
にいる者や任務遂行の際に自己の管理下に入った者であるとは到底言え
ない。さらに、法文上も上官の命令により武器を使用するとされており、
宿営地共同防護のための武器使用が自己保存型の自然権的武器使用であ

ると理解することは不可能である。

また、他国部隊が国際法上の交戦法規の適用を受ける武力行使を行っているにもかかわらず、それと共同して同じように武器を使用する自衛隊員だけが武力行使にはあたらないと理解することも困難である。

以上のことから、宿営地共同防護のための武器使用は、武力行使にあたり、憲法第9条に違反する。

(2) 適用違憲

ア 平成28年11月15日の新任務付与は適用違憲であること

仮に改正PKO協力が法令違憲とまで解されないとしても、政府が2016（平成28）年11月15日、同月20日から南スーダンへ派遣する自衛隊PKO第11次隊に対し、改正PKO法に基づき駆け付け警護及び宿営地共同防護の新任務と任務遂行のための武器使用権限を付与したことは、憲法第9条に対する適用違憲である。

イ 新任務付与に至るまでの南スーダンの状況

(7) 2013（平成25）年7月に大統領が全閣僚を解任したことから端を発し、同年12月に首都ジュバで始まった政府軍と反政府軍（解任された前第一副大統領マシャールが代表）との内戦は、瞬く間に全土に拡大し、全人口の約2割に相当する230万人の国内・国外避難民の発生、村落焼き討ち、虐殺、集団レイプ、強制移住、少年の強制徴兵など破局的な人道被害が発生した。その結果2014（平成26）年5月安保理決議2155号でUNMISSの任務が大きく変更され、それまでの国家建設支援ではなく住民保護を筆頭任務とし、憲章第7章に基づく武力行使権限を付与した。これは住民保護のためには政府軍との交戦も想定した任務である。

2015（平成27）年8月には政府軍と反政府軍などの間で、「停戦と国民統一移行政府樹立合意」が成立した。しかしその後も停戦合意

は遵守されなかった。

(4) 2016（平成28）年4月前第一副大統領のマシャールが自分の警護部隊を伴って首都ジュバへ帰還してから、両派の間で国民統一移行政府樹立のプロセスが始まった。ところがその矢先の同年7月8日から11日の間ジュバ市内で両派の激しい戦闘が行われた。戦闘では政府軍は戦車、野砲など重火器や攻撃ヘリを動員し、多数の非戦闘員を含む300名以上が犠牲になり、国連本部や国連避難民保護施設が攻撃され、PKO軍事要員（中国兵）2名が殺害された。また、一部の政府軍はホテルを襲撃し、略奪、ジャーナリスト殺害、国際人道援助関係者への集団レイプを行い（テラインホテル事件）、世界食糧計画（WFP）の倉庫も襲撃され、政府軍により4600トンの食糧（南スーダン住民20万人の1か月分に相当）や車両、発電機等の資機材が略奪された。UNMISはこの事態に対して何らの対処もできなかった。

(5) 安保理は上記事態を受けて、同年8月12日2304号決議により、新たに4000名からなる地域防護軍の編成を決議した。地域防護軍は、住民保護、国連施設防護、国連要員と人道援助関係者の保護任務のためには、相手が政府軍であっても先制的に武力行使できる権限を与えられた。これは、現代型PKOでも自衛原則を踏み越える異例の任務・権限である。この地域防護軍はエチオピア、ケニア、ルワンダ軍で構成される予定であったが、現在に至るまで地域防護軍の配備は出来ていない。

そして、現在、南スーダンでは部族、民族間の憎悪が高まり、民族浄化、ジェノサイドへと進展することが真剣に懸念されている状況となっている（2016（平成28）年11月10日付安保理への国連事務総長報告書）。

(6) また、南スーダン政府は、UNMISの活動に対して、内政干渉と受け止めて恒常的に妨害や敵対をしてきた。2016（平成28）年9

月19日国連南スーダン専門家パネル報告書は、「キール大統領や閣僚たちは、国連やその活動と意図への敵意を示す政治的表明をしており、これが、国連要員やその施設に対する攻撃を政府軍と南スーダンの主権を護るためであるとの理解が作り出されている背景となっている。」と述べている。

UNMISSの任務を2016（平成28）年12月15日から2017（平成29）年12月15日まで延長を決めた2016（平成28）年12月14日安保理決議は、政治的紛争が民族戦争になることへの強い懸念を示しながら、南スーダン政府がこれまでUNMISSに対して行ってきた主要な妨害や攻撃を列挙して、南スーダン政府を強く非難している。列挙されたものには、国連のヘリコプター撃墜、国連施設や国連避難民保護施設への攻撃、国連要員の拘束・誘拐、殺害、国連艦船への攻撃などが含まれている。

ウ PKO参加5原則に違反していること

- (7) 以上の状況に照らせば、南スーダンではPKO参加5原則のうち、停戦合意が崩壊していることは疑いない。

反政府軍の代表マシャール（前第一副大統領）は、停戦合意は崩壊した、ジュバも攻撃目標だと述べている。また、2016（平成28）年11月1日付国連報告書も、その冒頭で「南スーダンの首都ジュバで2016年7月8日から11日にかけて発生した危機では、3日間の激しい戦闘があり、その結果、多数の非戦闘員の死亡と二人のUNMISS要員の死亡、及び南スーダン大統領サルバ・キールと前第一副大統領リェク・マシャールとの間での脆弱な和平合意（2015年8月調印された「停戦と移行政府樹立合意」の意味）を崩壊させた。」と述べているのである。

- (8) また、PKO参加5原則のうち中立原則も存立基盤を喪失している。

中立性とは、PKO協力法では「いずれの当事者にも偏ることなく」と規定されている原則（第3条第1号イ、第2号イ、第6条第13項第1号など）であるが、南スーダン政府自身がUNMISSの活動を内政干渉とみており、度重なる政府軍によるUNMISSへの攻撃や活動妨害が発生し、国連安保理は国連と南スーダン政府との間の「兵力地位協定」に違反していると、繰り返し強く非難しているからである。

エ 政府見解の問題点について

- (7) これに対して、政府は、2016（平成28）年11月15日、「新任務付与に関する基本的な考え方」を公表し、政府は、反政府勢力が「支配が確立されるに至った領域」を有していないこと等を根拠として、「国に準じる組織」ではないと説明し、武力紛争は発生していないため、PKO参加5原則に違反しないと説明している。

しかしながら、自衛隊が行った第10次隊派遣の際の家族会の説明会において、南スーダン北部には反政府派の支配地域があることを示している（なお、第11次隊派遣の際の家族会の説明では、10次隊説明会資料と同じ地図を使用しながら、「支配地域」とは言わず「活動が活発な地域」と言い換えている）。また、2016（平成28）年11月10日付国連事務総長報告書でも、南スーダン北部の上ナイル地域にはマシャール派が巨大な支援地域を確保しているとの記述がある。

このように、政府の説明は事実に反し論理的に破たんしている。

- (8) また、2017（平成29）年2月7日、防衛省は、南スーダンPKO派遣部隊が活動を記録した「南スーダン派遣施設隊 日々報告」という「日報」の一部（2016（平成28）年7月11日・12日の分）を公開した。これは、2016（平成28）年9月ジャーナリストからの情報公開請求に対して、「既に廃棄しているということから文書不存在」という理由で同年12月に防衛省が非開示決定をしていたものを、国会

議員の請求によってようやく開示したものである。

同年7月11日当時の現地からの日報には、「ジュバ市内でのSPLA（注・政府軍）とSPLA-iO（注・反政府軍）との戦闘が生起」したことから、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ、市内での突発的な戦闘への巻き込まれに注意が必要」「宿営地周辺より射撃音を確認」「UNハウス周辺において射撃事案が発生」などと記載されており、自衛隊自身が現地で戦闘が行われており、これに巻き込まれる危険性を指摘していたことが判明した。

すなわち、南スーダンには実際には戦闘状態にあったことが報告されていたにもかかわらず、政府は、これを隠蔽して虚偽の説明をし、新任務の付与を強行したことが明らかとなったのである。

オ 結論

以上のことから、政府が2016（平成28）年11月15日に行った新任務の付与は、PKO参加5原則を欠いているにもかかわらずなされたものであるから、憲法第9条に対する適用違憲である。

第5 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況

- 1 以上のとおり、安保関連法において規定された、①自衛隊法第76条第1項第2号に基づく存立危機事態における防衛出動（集団的自衛権の行使）、②重要影響事態法第6条第1項又は第2項に基づく重要影響事態における後方支援活動、③国際平和支援法第7条第1項又は第2項に基づく国際平和共同対処事態における協力支援活動は、憲法第9条に違反するものである。

憲法第9条はこれまで、少なくとも、このような上記①ないし③の行為（以下「集団的自衛権の行使等」という。）を国に禁止することによって、日本が他国の戦争に参加・加担し、又は他国の戦争に巻き込まれて戦争当事国となることのないよう、その歯止めとなってきた。

- 2 ところが、集団的自衛権の行使は、日本が他国の戦争に、海外にまで出向いて参加し、武力を行使して、日本を戦争当事国とする。従来の法制と憲法解釈の下では、日本の領域が外部から武力攻撃を受けない限り、日本は戦争当事国になることはなかったのに対し、集団的自衛権の行使の容認は、日本が積極的に打って出て、戦争をする機会を大きく広げたものである。そして、日本が戦争当事国になれば当然に、敵対国ないし敵対勢力からの武力攻撃やあるいはテロ攻撃を、日本の領域に対しても招くことになる。すなわち、日本の国土が戦場となるのである。

- 3 重要影響事態法、国際平和支援法による後方支援活動等についても、前記のように、戦闘行為の現場近くで弾薬の提供等まで行う兵站活動を認めるものであるから、容易に外国軍隊との武力行使の一体化を招く。相手国等からすれば、自衛隊は正当な攻撃対象となるのであり、自衛隊がこれに反撃して戦闘状態となる危険、すなわち自衛隊による武力の行使に至る危険が極めて高い。

こうしてここでも、後方支援活動等から、日本は戦争当事国となり、日本の領域に対しても武力攻撃やテロ攻撃を招くことになる。ちなみに、安保関

連法案の国会審議において、政府は、I S（イスラム国）に対する空爆の後方支援活動は、「法理論としては対象になるが、政策判断として考えていない」旨の答弁をしている（2015（平成27）年5月28日衆議院平和安全法制特別委員会）。すなわち政府の政策判断が変われば、I Sに対する空爆の後方支援もありうるものであり、日本や日本人は、I Sのテロの標的となることを覚悟しなければならないのである。

第6 原告らの被侵害利益（平和的生存権）

1 平和的生存権の侵害

(1) 平和的生存権の裁判規範性

日本国憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、また、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定する。

平和は、国民が基本的人権を保障され、人間の尊厳に値する生活を営む基本的な前提条件であり、日本国憲法は、全世界の国民が有する「平和のうちに生存する権利」を確認することに基づいて国際平和を実現し、その中で基本的人権と個人の尊厳を保障しようとした。

したがって、平和のうちに生存する権利は、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利であり、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまるものではなく、法規範性を有するものと解される。

この平和的生存権の具体的権利性は、包括的な人権を保障する憲法第13条の規定並びに憲法第25条の自由権的側面の内容をなすものとして根拠づけられるとともに、憲法第9条の平和条項によって制度的に裏付けられる。

そして、かかる平和的生存権は、国の行為によって被害者となる場合だけでなく、加害者にさせられる場合にも、ひとしくその権利性が認められる。なぜならば、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する」ことは、被害者にならないという片面的なものでなく、加害者にもならないという相互性が認められて初めて可能となるからである。

(2) 平和的生存権の進化

ア 恵庭事件

牧場経営の農民二人が防衛供用物損壊罪で起訴された事件である。日本

国憲法が保障した国民が平和に生活していく権利をまもらなければならぬと400名の弁護士が立ち上がり、無罪判決を勝ち取った事件である。

しかし、この事件は単なる刑事事件というだけでなく、国民の平和に生きる人権を保障するための裁判として取り組まれた。検察は敗訴したが上訴しなかった。それは、この裁判の本質が、国民の圧倒的な支持の下になされた憲法裁判であったためである。ここに平和的生存権が司法の場で誕生したのである。

イ 長沼訴訟

恵庭事件の承継・発展ともいえる事件で、日本国憲法と自衛隊に対する司法審査の歴史の中で最も本格的な憲法判断をした例である。この判決は、まさに、訴状の冒頭で触れた「人権の尊重なくして平和はなく、平和に生きることなくして人権の尊重もない」という平和憲法に客観的に内在する真理の発見・強化であり、学問的進歩を促したものと位置づけることが可能である。

(3) 具体的裁判例

ア 長沼訴訟の札幌地裁判決

この点、長沼訴訟の札幌地裁判決（札幌地方裁判所昭和48年9月7日判決、民集36巻9号1791頁）は、

「(森林法の)各規定は帰するところ、憲法の基本原理である民主主義、基本的人権尊重主義、平和主義の実現のために地域住民の「平和のうちに生存する権利」(憲法前文)すなわち平和的生存権を保護しようとしているものと解するのが正当である。したがって、もし被告のなんらかの森林法上の処分によりその地域住民の右にいう平和的生存権が侵害され、また侵害される危険がある限り、その地域住民にはその処分の瑕疵を争う法律上の利益がある。」

「そして、この、社会において国民一人一人が平和のうちに生存し、か

つ、その幸福を追求することのできる権利をもつことは、さらに、憲法第三章の各条項によって、個別的な基本的人権の形で具体化され、規定されている。ここに憲法のいう平和主義と基本的人権尊重主義の二つの基本原理も、また、密接不可分に融合していることを見出すことができる。」

と判示し、平和的生存権の裁判規範性を認めた上で、原告らの訴え（保安林指定処分の取り消し）を認める判決をした。

イ イラク訴訟名古屋高裁判決

また、自衛隊のイラク派遣差止訴訟名古屋高裁判決（名古屋高等裁判所平成20年4月17日判決、判例タイムズ1313号137頁）は、

「憲法9条に反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由等が侵害され又は侵害の危険にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の主として自由権的な態様の表れとして、裁判所に対し当該違憲行為の差し止め請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる」

と判示し、平和的生存権の侵害が裁判上救済されうることを示した。

ウ イラク訴訟岡山地裁判決

さらに、自衛隊のイラク派遣違憲確認訴訟岡山地裁判決（岡山地方裁判所平成21年2月24日判決、判例時報2046号124頁）においても、

「平和的生存権については、法規範性、裁判規範性を有する国民の基本的人権として承認すべきであり、本件における原告らの主張にかんがみれば、平和的生存権は、すべての基本的人権の基底的権利であり、憲法九条はその制度規定、憲法第三章の各条項はその個別人権規定とみることができ、規範的、機能的には、徴兵拒否権、良心的兵役拒絶権、軍需労働拒否権等の自由権的基本権として存在し、また、これが具体的に侵害された場

合等においては、不法行為法における被侵害利益としての適格性があり、損害賠償請求ができることも認められるというべきである。」

と判示した。

エ かくして一連の判決によって、「憲法の番人」である裁判所は、「立憲民主平和主義」の日本国憲法下で、国民一人ひとりが「平和と人権が一体」となって保障されている平和的生存権を有し、それは「基底的权利として裁判的救済を受けうる場合のある法的規範」であることを明確にした。平和憲法に客観的に内在する真理の後退はあってはならないのである。

(4) 具体的な平和的生存権の内容

平和憲法に客観的に内在する真理の発見・強化や学問的進歩、そして判例の積み重ねは、平和的生存権の内容を具体的に豊かにした。

そして、日本国憲法が過去の戦争の反省の上に立ち、徹底した平和主義を定めたものであることに鑑みると、平和的生存権は以下の具体的な内容を含んでいる。

すなわち、日本国民は、日本国民だけでも約310万人、世界全体では約5200万人もの死者を出した第二次世界大戦などの悲惨を極めた過去の戦争を通じ、戦争が人間の尊厳を蹂躪し、生存者にも癒えない傷跡を残すことを痛感した。そして、政府の行為によってこのような戦争の惨禍が今後二度とおこることのないことを心から希求し、憲法前文及び第9条に基づいて、戦争を放棄して戦力を持たず、武力を行使することのない平和国家日本の下で、平和のうちに生きる権利を有している。

そうであるなら、この平和的生存権は、より具体的には、

- ・戦争の恐怖と欠乏から逃れ平和のうちに生存する権利
- ・平和国家で生きる権利＝戦争や武力行使をしない日本に生存する権利
- ・平和を求める良心に反することなく生きる権利
- ・自らも、自らの家族においても、戦争や軍隊によって他者の生命を

奪うことに加担させられない権利

- ・ 信仰に基づいて平和を希求し、すべての人の幸福を追求し、そのために非戦・非暴力・平和主義に立って生きる権利

という、きわめて多様で幅の広く、奥行きのある内容を持った権利であるといえることができる。

これらは、日本国憲法のような平和的生存権の規定をもたない諸外国では、道徳的な「平和への願い」や「宗教上の信仰」、「何があろうと他人に危害を加えたくない良心」にとどまると解される場合が多い。しかし、先の大戦の痛烈な反省に立って「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように誓い」、「恐怖と欠乏から逃れ平和のうちに生存する権利」を基本的人権として保障している日本国憲法の下では、平和的生存権は裁判によって救済を図りうる具体的権利なのである。今の国際社会では、一般的には、戦争をする・しないの判断は、最終的にはその時の政府が握っているとされる。政府が戦争をすると決断すれば、国民の「戦争をしない権利」は無視されてしまうのである。そこでは、平和というものは、すべて国家の判断にゆだねられてしまっており、戦争をする、しないという選択権は国民にはない。それに対して、平和的生存権が権利として認められた日本国憲法の下では、戦争を拒否する権利が国民個人に認められているのである。少数者、ひとりの個人は、多数決によっても奪うことの出来ない人権として、戦争への加担を拒否することができるのである。

平和的生存権は、原告らの人格と一体となってその核心部分を構成しているものであり、日本が実際に戦争を行う場合にはもちろん、それに至らない段階でも、その具体的な危険を生ぜしめる行為によって侵害される。

日本が自ら他国の武力攻撃に加担し、武力の行使や後方支援活動等を行って直接的あるいは間接的に他国の国土や社会を破壊し、他国の市民を死傷させることは、それのみで原告らの平和的生存権を侵害するのである。

(5) 北海道における戦争被害

ア 遠い海に散った道民兵

太平洋戦争開戦時、第7師団（旭川）は道内唯一の師団で、「旧陸軍の師団の中で最強だった」と言われていた。1942（昭和17）年6月、第7師団歩兵第26連隊がアッツ島を占領したが、翌年「玉砕」した。戦死者2638名のうち道内出身者は864名に上った。同年8月、第7師団歩兵第28連隊を中核とする部隊が、ガダルカナル島に投入されたが約900名が全滅した。

1945（昭和20）年3月、沖縄戦が始まった。民間人、米兵を含めて約20万人が死亡し、第7師団の兵士を含めた道内出身者も1万人以上が犠牲となった。その数は都道府県別では沖縄県に次ぐ。

イ 北海道における空襲

(1) 北海道空襲とは

1945（昭和20）年7月14日及び同月15日、米海軍は釧路や苫小牧など太平洋沿岸を中心に空襲を行った。飛行場などの軍需施設だけではなく、多くの民家や病院、駅などが攻撃を受けた。

道内で空襲を受けた市町村は79市町村に及び、死者は確認されている者だけでも1958人、青函連絡船沈没による死者や輸送船・軍艦船の死者など正確に把握できていない者を加えると2900人に上ると推定される。

道内で唯一艦砲射撃を受けた室蘭市では、500人以上が死亡したほか、道東においても、以下の被害があった。

(2) 根室空襲

根室市は、14日と15日の両日にわたり100機を超える米軍機の爆撃を受け、根室港に停泊中の船舶や市街地が攻撃されて約390人が死亡し、市街地の8割が焼失した。

市街地での死者の多くは、防空壕の中での爆死や焼死であり、現在では子供たちが多く遊ぶ鳴海公園の前の道路沿いに掘られていた防空壕では、40名が死亡した。

択捉島に働きに行く労働者を乗せていた浦河丸には、択捉漁業の社員など173名が乗船していたが、内107名が死亡し、その後約1か月にわたり遺体が根室湾岸に打ち上げられた。

(g) 釧路空襲

釧路市では、王子製紙工場や鉄道施設、船舶などが攻撃を受け、約230人が犠牲となったほか、1300戸以上の家屋が焼失した。

現在の栄町平和公園の周辺は、激しい爆撃を受け、旭国民学校（旧旭小学校）は二度の集中爆撃を受けて消失し、児童約30人が死亡した。旭国民学校の児童を含め、釧路空襲における5歳から15歳までの死者は、76名に上る。

(h) 本別空襲

本別町は、15日午前8時ころから、約50分間にわたり、米軍戦闘機約43機から爆弾の投下、機銃掃射などの攻撃を受け、40人が死亡したほか、家屋279戸が焼失した。悪天候から帯広飛行場の攻撃を断念した戦闘機が雲の切れ間からのぞいていた本別町を爆撃したとされている。

製材工場、亜麻工場、住宅、学校等に対する爆撃で、避難をする途中で爆弾の直撃を受けた者、防空壕の中にいて亡くなった者、倒れた住宅の下敷きになって亡くなった者がいたほか、本別中学校では、生徒を防空壕に誘導していた教師が、爆弾の破片が背中に刺さって亡くなった。

(i) 白糠空襲

白糠町は、14日午前5時20分ころに、米軍機2機により庶路市街を爆撃されたほか、同日午前6時20分ころには、米軍機3機により白

糠市街を爆撃され、爆弾・機銃掃射の直撃等により18人が死亡した。

(d) 網走空襲

網走市は、15日午前、米軍機4機による爆撃を受け、12人の死者が出た。

空襲の1か月ほど前に、防衛召集という名で集められた17歳から18歳の少年347人は、網走国民学校で訓練を行っていたところ、内6名が、避難した防空壕への爆弾の直撃を受けて死亡した。

(e) 釧路町空襲

釧路市に隣接する釧路町においても、別保炭鉱の機械工場、選炭場、炭鉱住宅などが爆撃され、7人の死者が出た。

(f) 帯広空襲

帯広市は、14日に2回、15日に1回の爆撃を受け、帯広駅構内、啓北国民学校周辺等で6人の死者が出た。

防空壕から出た9歳の妹と、それを連れ戻そうとした16歳の兄が、爆弾の直撃を受けて死亡したほか、学徒動員で出向をしていた17歳の少年と少女が機銃掃射を受けて死亡するなどした。

(g) 厚岸空襲

厚岸町では、14日午前5時30分ころ、米軍機5機から8機による爆撃を受け、海軍重油タンク1基が破壊され、国民学校が全焼した。

海軍タンクの近辺や、市街地などで、機銃掃射の直撃を受けるなどして6人の死者が出た。

北海道に対する空襲は、B29等の爆撃機による空襲と異なり、艦載機による空襲であったことから、規模の小さな空襲であったとされている。しかし、終戦の1か月前の2日間の空襲のみであるにもかかわらず、上記のような無差別かつ甚大な被害が生じている。

満州事変からアジア・太平洋戦争を合わせると、道内の戦死者は11

万人近くに上っており、このような惨禍は、二度と繰り返してはならない（以上、北海道新聞社「語りつぐ北海道空襲」より一部抜粋）。

ウ 侵攻ソ連の標的に

ソ連は終戦の1週間前に日ソ中立条約を一方的に破棄し、日本がポツダム宣言を受諾することを表明した後も樺太や満州に侵攻した。ソ連軍は、8月18日、千島列島のシュムシュ島（占守島）へ上陸し、北方4島を占領した。日本兵約60万人はシベリアに送られ強制労働に従事した。抑留者のうち3～4万人が道内出身者とみられる。8月22日、樺太からの引き上げ船3隻が留萌沖で攻撃を受け、「泰東丸」「小笠原丸」が沈没し、「大新興丸」は大破した。これにより1700人余の犠牲者が出た。

北方領土には、9月上旬にソ連軍が侵攻し、島民は根室から迎えにきた船に、わずかな荷物を持って乗り込み、命からがら避難した。

スターリンは釧路と留萌を結ぶ直線から北側を占領する意向を示したが、米大統領トルーマンが拒否したため実現しなかった。このとき、北海道は、朝鮮半島やドイツと同様、南北に分断される危機にあったのである。

太平洋戦争中、北海道は産業面で二つの「使命」が課せられた。石炭の増産と一次産品の安定的供給である。ただ戦況の悪化により炭鉱や農場での労働力は不足した。それが朝鮮人や中国人の強制連行や子供を含めた勤労奉仕を加速させた。こうした朝鮮人や中国人は、終戦時、道内炭鉱労働者の半分近い3万7000人に上り、坑内夫に限っては6割が連行労働者だった。

農業でも人手不足は深刻であった。1944年には、十勝地方の川西村（現帯広市）に延べ約5万2600人の援農隊が派遣された。戦争末期では、食料供給が追いつかず、札幌・大通公園が自給菜園となった（以上、北海道新聞編戦後70年北海道と戦争より一部引用）。

エ 生活図画事件

1941年から翌年にかけて、北海道の教員や師範学校生らが人々の生活を写實的に描こうと取り組んでいた「生活図画」活動が、治安維持法に違反するとして弾圧された。生活図画活動は、生活の中から絵の題材を見つけ、生き方を考えることであったが、共産主義を信奉し学校で思想啓蒙の活動をしていた、「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シ」た等として、治安維持法違反で26人が逮捕され、18人が起訴され、3人が実刑、15人が執行猶予付きの有罪判決を受けた。大正14年に制定された治安維持法は、改正を重ねるたびに厳罰化、対象行為の拡大、予防拘禁を可能にするなど思想言論統制と国体護持を推進した（以上、「証言 生活図画事件」松本五郎、「獄中メモは問う 作文教育が罪にされた時代」佐竹直子（道新選書）より一部引用）。

オ 北海道綴方教育連盟事件

1940年11月から、翌41年4月までの間に、北海道内で「綴方（＝作文）」の指導を通じて子供たちの人間性を育てる活動を行っていた北海道綴方教育連盟に関わる教師ら約60人が、「貧困などの課題を与えて階級意識を醸成し、共産主義教育をしようとした」などとして治安維持法違反で逮捕された。

50余名の教師らは、半年間に及ぶ身柄の拘束を受けるなどした後、起訴猶予となり釈放されたが、内11名は起訴をされ、2年6か月に及ぶ勾留の後、釧路地方裁判所において執行猶予付の判決を受けた。

小説家の三浦綾子は、同事件を題材として、「戦争を二度とおこしてはならない、おこさせてはならないと、若い人たちが真剣に考えてくれれば」との願いを込め、同人の遺言とも評される「銃口」を著した。

治安維持法に基づく思想・言論の弾圧は、終戦後の1945年10月に同法がGHQ（連合国最高司令官総司令部）の指令に基づき廃止されるまで続き、学者、言論人、自由主義者、宗教人までを抑圧し、戦慄せしめた

(以上、「弾圧 北海道綴方教育連盟事件」平沢是曠(道新選書)より一部引用)。

カ 矢臼別演習場に関わる平和運動

1962年、政府は矢臼別について、それまで進めていた大規模実験農場等の開発計画を撤回し、同地に陸上自衛隊の大規模演習場の設置を決めた。

当時、矢臼別では約86戸の農家が、開拓地で酪農・畑作等を行っていたが、政府は順次買収を進め、最終的に、演習場の中心の2戸の農家を残り、84戸の農家が買収に応じた。

演習場の中心に残された2戸の農家、及び買収の対象とならなかった演習場周辺の農家は、その後、ロケット弾が敷地の近辺に着弾したり、ヘリコプターが低空旋回飛行をする中で、農業を続けた。

矢臼別では、1965年から、毎年夏に、平和を願う住民によって演習場の真ん中の農地で、「平和盆踊り」が開催されており、その参加者は年々増え続け、近年では全国から約900名に及ぶ平和を願う人々が参加している。

(6) 小括

このように、北海道において、過去の戦争の悲劇は、一人一人に重く襲いかかり、誰一人余すことなく、肉体にも、精神にも、非人間的な生活を強いられてきた。

また、現在においても、戦争のための演習に恒常的に接しながら、日常生活を送っている人々がいる。

戦争体験者はもとより、その悲惨さを追体験した人たちまでも、二度と再び戦争をしてはいけない、愚かな行動をさせてはならないと痛切に考えている。

その心からの思いは、平和な日本で暮らしたい、二度と人を殺すために銃

を持たない、だれからも殺されないで生きたい、恐怖や欠乏のない平穏な生活を送りたいという具体的なものである。

そして、主権者である国民は、そのような思いから、日本国憲法の中に、平和に豊かに生きる権利こそが最も貴重でかけがえのない基本的人権であるということを、書き込んだのである。

それこそが、平和的生存権であり、同権利は、人類の良識、子孫に残す希望、人間の理性、そして人間の尊厳の実現にほかならない。

今、多くの国民は、施行された安保関連法のもとで、軍事行動勃発の緊迫、そしてわが国の平和の危機を日常的に感じ取っており、自己が持つ平和に生きる権利を侵害されていることを日々実感している。

2 人格権侵害

(1) 人格権ないし幸福追求権

憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定する。この規定は、人間が社会を構成する自律的な個人として、その人格の尊厳が確保されることが日本国憲法の根本理念であり、個別的な基本的人権の保障の基底をなすものであることを示すものである。同条は、種々の個別的な基本的人権の出発点をなす個人の尊厳、すなわち個人の平等かつ独立の人格価値を尊重するという個人主義原理を表明したものであるとともに、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」として統一的・包括的な基本的人権条項として捉えることができる。なお、本訴状では、このような憲法第13条に基づいて保障されるべき個人の生命、身体、精神、生活等に関する権利の総体を、広義の「人格権」ということとする（大阪高裁昭和50年11月27日判決・判例時報797号36頁—大阪空港事件控訴審判決参照）。

(2) 人格権の侵害

日本が他国の戦争の当事者となったり、あるいは他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させたりする集団的自衛権の行使等は、前記のように、敵対国から日本の国土に攻撃を受け、あるいはテロリズムの対象となる危険をもたらすものであり、安保関連法の制定によって、原告らを含む日本の国民・市民は、そのような事態に直面すること、及びその犠牲を覚悟しなければならないこととなった。

そのことによって、原告ら国民・市民は、例えば以下のような人格権の侵害を受ける。

まず、敵対国や敵対勢力から真っ先に攻撃の対象とされる可能性が高いのは、米軍基地が集中する沖縄であり、あるいは全国の米軍・自衛隊基地及びその付近、原発施設及びその付近等である。これらの地域に居住する原告らは、その攻撃対象となり、生命・身体等を直接に侵害される危険に晒される。

また、戦争による犠牲が集中するのは、いつも、女性、子ども、障がい者等の社会的弱者であり、戦火の中を逃げ惑い、人間性を蹂躪され、生活の困窮を強いられることになる。さらに、海外で人道的活動に従事しているNGO関係者、民間企業の海外勤務労働者なども、その活動に危険が及び、活動することが不可能になることも生じうる。

そして、戦場に駆り出されるのは自衛隊員を含む現在の若者であり、あるいは将来の担い手としての子どもたちであるが、本人はもちろん、我が子や孫を、殺し殺される戦場に送り出すことを強いられる母親その他の家族の苦悩には耐え難いものがある。

さらにまた、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含めて、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられ、そこで働く公務員・労働者が危険な業務に直面したり、医療従事者、交通・運輸労働者などが関係業務への従事に駆り出されるといった事態が生じる。集団的自衛権の行使等を容認する安保関連法の制

定により、いつでも集団的自衛権の行使等がなされるおそれが強いことは、既に述べたとおりである。原告らは、同法の制定等に係る内閣の閣議決定及び国会の決議により、戦争とテロ行為に直面するおそれが現実化し、その生命、身体、精神、生活等万般にわたって、危険に直面し、又は現に侵害を受ける恐怖を抱かされ、不安に恐れおののくなどして、その人格権を侵害されている。

なお、原告らについてのこれら人格権の侵害の具体的内容は、後に詳しく主張する。

3 憲法改正・決定権侵害

- (1) 国民主権は、国の政治の在り方を終局的に決定する力（主権）が国民にあるという原理であり、国民の有する参政権も、この原理から湧出した権利である。憲法改正に係る国民投票権もそうである。

日本国憲法においては、代表制民主主義（間接民主主義）が強調され、参政権は、選挙権、被選挙権、公務員になる権利、公務員を罷免する権利がその代表的なものとされる。しかし、補充的に、直接民主主義の規定も設けられ、憲法改正の国民投票、最高裁判所裁判官の国民審査、地方特別法の住民投票がそれにあたり、これらも参政権に含まれると解されている。

- (2) すなわち、近代立憲主義は、全ての価値の根源にある個人の自由と権利を実現するために、国の政治の在り方を最終的に決定する力（主権）を有する国民が、権力を制限する規範として憲法を制定することによって成立する。憲法制定権力は国民が有し、実定憲法が制定されることによって国民主権が制度化されるとともに、憲法制定権力は憲法改正権力に転化し制度化される（憲法改正権は「制度化された制憲権」とも呼ばれている。）。日本国憲法第96条第1項の憲法改正手続は、この国民の憲法制定権力に由来する憲法改正権の現れである。そこでは国会の各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と国民投票による国民の過半数の賛成が要件とされているが、こ

の間接民主主義による手続と直接民主主義による手続と通じて、憲法改正が国民の意思決定に基づくことを担保しようとしているのである。ここでとくに国民投票制度が設けられているのは、その憲法改正権力の担い手である国民各人に、その憲法改正の内容について直接自ら意思表示をし、その決定に参加する権利を保障しようとするものであり、直接民主主義的な参政権としても位置づけられるものである。国民各人は、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利として憲法改正・決定権を有するのであり、憲法第96条第1項はその現れにほかならない。

- (3) 安保関連法は、前記のように規範性を有する憲法第9条の解釈を変更し、その内容を法律によって改変してしまおうとするものである。それは、憲法第96条第1項に定める国会の発議と国民投票の手続をとらなければならないことであるにもかかわらず、これを潜脱するものである。

しかも、この憲法改正の手続を回避して採られた立法の国会審議の過程においては、多くの国民・市民及び野党の反対を押し切った採決が強行され、中でも参議院平和安全法制特別委員会における採決は、地方公聴会の報告もなされず、総括質疑も行わず、不意をついて与党議員が委員長席を取り囲んで野党議員を排除し、「議場騒然、聴取不能」としか速記に記録されない混乱の中で「可決」したとされる異様なものであった。

それは、国民から負託された国会による代表制民主主義をも蹂躪しつつ、本来憲法改正手続を踏まなければならないはずの、実質的な憲法改変を強行したものである。安保関連法の制定は、このようにして、原告ら国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する前記憲法改正・決定権をないがしろにし、これを侵害するものである。

そして、集団的自衛権の行使等は、このように原告らの憲法改正・決定権を侵害し、蹂躪した手続によって制定された安保関連法の現実の適用・実施

過程であり、また、これが反復されることによって、その侵害の結果を既成事実化することになる。そしてこの現実の適用、実施、既成事実化を通じて、本来憲法第9条に違反するものであったはずの安保関連法、その集団的自衛権の行使等に係る根拠法令が、これまでの憲法第9条の規範内容にとって代わって、実質的な規範として通用する状態が事実上形成され、これが定着してしまうことになる。しかも、集団的自衛権の行使等は、一旦それがなされれば日本の国全体を後戻りのきかない戦争状態に引き込むことになりかねないものであり、そこではもはや憲法第9条の平和主義の規範自体が死文化してしまうのである。

4 原告らの権利侵害の具体的内容

(1) 原告末延隆成

ア 原告末延隆成（以下、「原告末延」という。）は、高校卒業後の1980年に陸上自衛隊に入隊し、2015年1月に退官するまで35年に亘り、自衛官として過ごしてきた。

原告末延は、陸上自衛隊において、戦闘中の戦闘部隊に、弾薬や燃料を絶やさず補給する兵站業務、いわゆる「後方支援」を任務としていた。

原告末延は、東日本大震災の際、いわゆる「トモダチ作戦」に自衛官として派遣されて、深夜吹雪の中、苫小牧沖の洋上で米海軍揚陸艦に移乗して被災地に向かった途中、福島沖で放射性プルーム帯を通過していた際に、偏西風に乗って飛来した放射性物質で被曝し重大な呼吸器疾患に罹患した可能性があり、現在、医師から余命数年と宣告されている。

原告末延は、自衛官の本来の職務は、日本の国、そして、日本国民を守ることであると信じている。

昨今の安保関連法制定の流れを見るに、自衛隊は、アメリカの下請けとなってアメリカの戦争に参加し、日本の国や国民を守ることと直接関係のない目的で、自衛官が血を流すことになる。原告末延にとっては、それを

想像するだけでも耐え難い苦痛であり、それを何もせず漫然と見過ごすことは到底できない。このため、原告末延は、病で呼吸もままならない状況であるにもかかわらず、原告として名を連ねている。

イ 原告末延は、自衛隊では兵站業務、いわゆる後方支援を担当していた。そのため、原告末延は、安保関連法審議の時の国会での「後方支援は戦闘の行われていない安全な場所で、危険な場所ではない」という自衛隊員の命を軽視しているとしか考えられない安倍晋三首相の答弁に、強い憤りを感じている。

安保関連法審議における答弁では、米軍の支援を行うことのできる地域は、「現に戦闘行為が行われていない地域」の中から防衛大臣が「後方地域」すなわち「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」に限定し、現に戦闘行為が始まったら撤退する、とされている。

しかし、弾薬等を必要とするのは前線である。そして、戦闘行為が始まったときこそ弾薬が必要なのであって、支援を受けている米軍が自衛隊だけ撤退することを認めるはずがない。国会における「後方支援は危険ではない」という趣旨の答弁は、全くの詭弁である。

かかる詭弁により最前線に送られ、生死の危険にさらされることとなる、もと同僚であった自衛官たちのことを思ったり、もし健康を害していなければ、自分は日本を守ることと無関係に戦場に立たされていたかもしれないと想像することで、原告末延は耐え難い苦痛を感じている。

ウ また、原告末延は、自衛隊退官後、戦闘状態にある南スーダンに「駆けつけ警護」も可能な状態でP K O派遣される自衛官の身を案じ、2016年秋頃から稲田朋美防衛大臣宛ての「請願書」と書かれた大きな模造紙を持ち、陸上自衛隊帯広駐屯地の正門の前に立ち、南スーダンからの即時撤退を訴え続けた。原告末延が違憲と考える法律により、自衛隊員が外国で

「殺し殺される」状況にさらされることを避けるため、突き動かされるように行動したのである。

現在、原告末延は、呼吸器を患っているが、元自衛隊員である。今後、戦争が始まれば、不足する兵員を補うために動員されるおそれもある。かつて、国家総動員法によって傷痍軍人までもが使い捨てのように動員された過去が、その可能性を雄弁に物語っている。

今般の安保関連法の成立により、自衛隊が敬遠され、自衛隊員が不足することが予想される。そうになると、定年で退官した自衛官の再任用を定めた自衛隊法第45条の2の規定によって、退官した元自衛官であっても65歳までは戦争に駆り出される危険性が出てくる。元自衛官である原告末延の平和のうちに生活する権利が侵害されていると言わざるを得ない。

エ 加えて、原告末延は、元自衛官ではない自分の家族や子孫までもが将来戦場に赴く日が来るのではないかと強い不安を抱いている。

現在、政府は、徴兵制は「意に反する苦役」にあたるとして採用しないと述べている。しかし、原告末延は、現在政府が推進している愛国心教育や、教育勅語の導入などを併せて考えれば、「国のために命を捨てることは名誉なことであり、意に反する苦役にはあたらない」という解釈がなされることは時間の問題ではないかと考えている。

近い将来に、自分の家族や子孫までも戦場に送られるのではないかと考えると、原告末延は著しい精神的苦痛を感じる。

オ また、原告末延は、安保法成立前に自衛官となった者に対して深く同情している。

「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂を務め、もって国民の負託にこたえます。」

これは、自衛隊入隊時の宣誓文である。安保関連法が成立する前に入隊した自衛官は、日本国民を守ることを業務内容として入隊したものである。

政権に命令されれば、日本の国や国民を守るという任務以外であっても無条件に命令に従う、という前提で入隊したものではないはずである。しかし、勤務中に安保関連法が成立し、日本の国や国民を守る以外の任務が新たに付加されることとなった。これは明らかな契約違反であると原告末延は考えている。

昨今の国会答弁では、憲法第9条に抵触しないよう、事実を捻じ曲げたような文言や辞句を使用した答弁が行われている。

原告末延としては、かかる言葉遊びの結果、尊い自衛官の命が失われ、そして、その自衛官の家族のことに思いを致すといたたまれない気持ちとなり、著しい精神的苦痛を感じている。

カ 安保関連法により自衛隊員が危険にさらされ、ひいては、その報復として日本国、日本国民がテロの被害を受ける危険が増大する。原告末延は、自衛官の働きにより日本国への危険が増大するという本末転倒の状況が我慢できない。それゆえ、平和な未来が続くよう、憲法の最後の砦である司法権の独立とその良心に期待し、本裁判に原告として参加している。

(2) 原告加藤弘二

ア 原告加藤弘二（以下、「原告加藤」という。）は1941（昭和16）年11月23日に北海道函館市で生まれた。2週間後に太平洋戦争が始まり、1歳のときに父が出征した。

その後、原告加藤は五稜郭付近に疎開した。空襲はいつも真夜中にあったが、空襲警報が鳴ると防空壕に避難しなければならなかった。

原告加藤が3歳8か月のときに終戦を迎えた。防空壕に隠れる必要がなくなり、大きな翼のB29が家の屋根すれすれに飛ぶのを眺めたのを覚えている。

イ 戦後間もなく、大陸から樺太経由で引き揚げた者たちが函館港にあふれた。中でも戦災孤児は悲惨で、仮設の施設に収容された。原告加藤が小学

1・2年のときに会った戦災孤児は、まだ日本語を話せなかった。

子どものいる親たちは、毎日食料を求めて奔走した。栄養失調や寄生虫に悩まされ、赤痢などの疫痢で命を落とす子どもたちもいた。

ウ 原告加藤の父は、終戦後間もなく戦地から帰ってきたが、原告加藤の家は貧しかった。

学校に弁当を持っていくことができず、午前の授業が終わると、「先生、弁当を忘れたので家に帰ってご飯を食べてきます」と言って、実際には家に帰らず、校舎裏の砂浜で空腹を抱えて過ごしたこともあった。

原告加藤は「親父が朝早くから一日中働いているのに、どうして家は貧乏なのだ！こんな家に生まれてこなければよかった。」と母を責めたことが何度かあった。そのときに母は、いつも「あの戦争がなかったら、お前たちにこんなひもじい思いはなかった。」と言った。裕福な家庭だったが、戦争になって鍋・釜一組以外はすべて供出を強いられ、貧しくなったということであった。

原告加藤は、戦争は国民を貧困のどん底に陥れるものだということを思い知った。

エ 転機が訪れたのは、中学3年生で、社会科の教師から「あたらしい憲法のはなし」（1947（昭和22）年に文部省が発行したが、情勢の変化を受け、1952（昭和27）年を最後に発行されなくなった。）を用いた日本国憲法の授業を受けたときである。

原告加藤にとっては、憲法第9条が一番印象に残った。日本国憲法が、先の戦争に対して猛反省をし、ポツダム宣言を無条件に受け入れて、戦争をしない国を宣言し、他国とも協和と協調で世界の平和に貢献するという憲法であり、一点の疑念もない誇るべき憲法であることを知ったのである。

オ 原告加藤は、1964（昭和39）年から1999（平成11）年までの35年間、標茶町・厚岸町・浜中町の中学校で教員を務めた。原告加藤

の教員生活は、国家による日の丸掲揚や君が代斉唱の強制とのたたかいの連続であった。

原告加藤は、日の丸や君が代は国民を戦争へと駆り立てるシンボルの役割を果たしたものであり、再び学校に導入されてしまったのでは、同じ過ちを引き起こすことにつながるという確信があったので、日の丸や君が代の強制には抵抗した。卒業式に日の丸掲揚や君が代斉唱を取り入れようとする校長と対峙したり、道徳の授業で日の丸や君が代と戦争との関係を教えたりした。また、矢臼別演習場に生徒を連れて行ったり、生徒とともに矢臼別演習場の反戦地主である川瀬汎二氏と対談したこともあった。

その成果からか、原告加藤の教え子から、自衛隊に入隊した者は1人も出なかった。原告加藤にとっては、それが秘かなる誇りである。

カ しかしながら、現在では、学校での日の丸掲揚や君が代斉唱は普通の光景になった。

原告加藤は浜中町の町議会議員をしているが、地元の高校でも卒業後に自衛隊に入隊する生徒が見られるようになった。海外派兵の危険性が高くなった現在であっても、景気のよくない地方にとって、自衛隊というのは経済的な安定という点では魅力的な就職先だからである。

キ 自衛隊がアメリカ軍の多大な影響を受けながら、戦争をせずにいられるのは、日本国憲法、とりわけ第9条があるからである。

しかしながら、安保関連法によって、自衛隊はアメリカ軍の戦闘に巻き込まれてしまう。そうなれば、原告加藤が居住する浜中町にもまたがっている矢臼別演習場でさらなる大規模の軍事演習が実施され、事故の発生など、原告加藤の生活に現実の悪影響を及ぼすことは明らかである。

それだけではなく、安保関連法が成立してしまえば、そこから、さらに積極的な海外派兵を可能にするための改憲に向かうことは必然であると原告加藤は考える。

ク 原告加藤は、安保関連法が憲法第9条に違反すると考えている。

安保関連法により、自身が35年間かけて行った、戦争に反対し、平和を実現するための教育が否定されてしまうことになるのを危惧している。

また、かつて教職にあったものとして、未来ある子どもが、貧困のゆえに自衛隊に入隊し、憲法違反の安保関連法によって戦場に送られ、ある者は被害者となり、ある者は加害者となってしまうことを許すことができない。憲法第9条は、国家に対し、戦争によって国民が他国民に殺されることも、国民が他国民を殺すことも防ぐよう命じるものである。

安保関連法は、原告加藤が教員や町議会議員という仕事を通じて守ろうとしている、平和で基本的人権が保障される社会を根底から否定するものであり、絶対に廃止されなければならないと考えている。

ケ 安保関連法は原告加藤の平和的生存権及び人格権ならびに主権者としての憲法制定権を否定するものであり、原告加藤に重大な精神的苦痛を与えている。

(3) 原告村田 歩

ア 原告村田歩（以下、「原告村田」という。）の父村田政之は、北海道綴方教育連盟事件の被害者であり、1941年1月の真冬に治安維持法違反容疑で逮捕勾留された。

原告村田の父は、1940年の秋に、旧音更村（現音更町）の然別小学校校長に赴任したが、その翌年1月10日午前5時過ぎ、まだ薄暗い雪の中を、原告村田を含む家族の目の前で自宅から連行されていった。小学1年であった原告村田の学習机の引き出しまで特高警察は徹底的に調べていった。帯広市内の小学校に転校した原告村田は、チャーチルというあだ名をつけられた。子供の間にも父の逮捕の事実が広まっていた。当時の敵国イギリスの首相の名で呼ばれることは、子供ながら大変な屈辱であった。

父の勾留中、原告村田の母は乳飲み子を背に、何時間もかけて面会、差

し入れに通っていた。面会から帰ってくると「シラミ」のいっぱいついたシャツを熱湯消毒していた。原告村田の父は、半年後、嫌疑不十分で釈放されたが、死ぬまで事件について語ることはなかった。

イ 1945年7月の帯広空襲では、アメリカ軍の飛行機が原告村田を襲った。自宅のたこつぼに逃げ込んだ原告村田の頭上で、飛行機が爆弾を投下していった。爆弾が落ちた場所へ行ってみると防空壕の壁のところ一体の死体があった。

戦時中は、「鬼畜米英」「八紘一宇」「忠君愛国」などというスローガンを教師から徹底的に叩き込まれ、ひたすらそれを信じ、原告村田は軍国少年として成長した。しかし、敗戦の翌日から同じ教師が何事もなかったかのように、これから日本は「民主主義」の国に生まれ変わる、「自由」「平等」の国になったと宣言した。この、教師の変身ぶりは、原告村田の心をいたく傷つけ、原告村田は、人間不信、特に最も尊敬していた教師への極度の不信に陥った。そして、原告村田は決して教師にはならないと誓った。しかし、大学を卒業した原告村田は、心に受けた痛手を反面教師とし、父と同じ教職の道へ進み、十勝管内の中学校で社会科を36年間教え、1994年3月に退職した。

ウ 原告村田は、教壇を降りた年の夏、帯広市内で「七三一部隊展」を開き、現在に至るまで反戦運動に携わっている。さらに月に一度、妻とともに帯広市で子供向けの料理教室を開催している。家庭科教師であった妻の料理の実技指導と社会科教師であった原告村田の授業を組み合わせた料理教室である。食をキーワードにして歴史や地理、さらには戦争や平和の問題にも及んだ話をしている。

エ 原告村田は、自身の実体験と現在の状況を重ね合わせている。安保関連法が成立、施行され、日本が戦争をする国になっていると感じている。戦争は人間そのものの破壊であり、人格の破壊である。当時は、国家権力に

屈服してものを言わなくなった教師が、子どもたちを戦場に送ることに手を貸していたのである。

国が一つの価値観に流れていくことほど恐ろしいことはない。言いたいことを言えない。やりたい事をやれない状況を招いてはいけない。

戦後の大人たちに「あなたたちは何もしなかったのか。」と問いかけた原告村田は、その問いが自身に向けられたときには「必死になって抗った。」と答えない気持ちがあるし、また何よりも、そのような問いかけなどされないような戦争のない平和な社会を作りたいと願っている。

オ 原告村田は自由にももの言える社会を守ること、そして二度と戦争をさせないことを信念としている。頭上に爆弾が落とされる恐怖を子供らに味わせたくないという強い気持ち、子供たちを戦場に送りたくないという思いを持っている。日本が再び戦争をする国に向かっていくことは自身が味わった戦争の恐怖を惹起させることに加え、原告村田の人格権を根底から否定するものであり、原告村田の平和的生存権の侵害であって、これによる精神的苦痛は計り知れない。

また、大学の法学部で憲法を学んだ原告村田は、憲法改正権、制定権の尊さ、重要性を理解している。憲法を改正するには、国民の意思に基づいて憲法で定められた手続きでなされなければならないと原告村田は信じてきた。憲法を改正する権利が国民のみにあること、言い換えると国家にはこの権利がないからこそ、憲法により国民の権利自由を守ることができるのであり、加えて戦争をするかしないか、平和をどのように実現するのかということについても国民が決めることができ、国民の意思に基づいた憲法改正がなされない限り、国家の独断で戦争をすることはできないのである。にもかかわらず、憲法を内閣や国会が恣意的な解釈を行い変更したことは、立憲主義の根本を否定するものであり、自らも有する憲法改正権・制定権を否定され、蔑ろにされ、侵害された原告村田の苦痛は甚大である。

(4) 原告安達愛子

ア 原告安達愛子（以下、「原告安達」という。）は1927（昭和2）年に10人兄弟の長女として生まれ、終戦直前に「拓北農兵隊」として、東京都杉並区から上士幌に向かっている途中で終戦を迎え、現在は帯広市内に居住している。原告安達は終戦当時18歳であった。

イ 原告安達は、1944年の空襲で、亀戸在住の伯母を亡くした。東京の亀戸で寿司屋をしていた原告安達の伯母で、原告安達の母のすぐ上の姉（まつ）は、たまに荻窪の原告安達の家へ来ると、山のようにお寿司を作ってくれ、原告安達の十人の兄弟を大喜びさせてくれた。

原告安達は、当時伯母と一緒に避難をしていた伯父から伯母の最後の様子を聞いた。伯父と伯母は、空襲から逃れるためにリヤカーに荷物を積んで山の手の方に向かい、伯父がリヤカーの前を引き、叔母が後押しをして、時々声を掛け合っていた。ところが、気が付くと伯母がいなくなっており、伯父は伯母を必死になって探し、焼け跡に何回も行ってみたり、知っている人にあれこれ聞いてみたがとうとう見つからなかった。

後日、原告安達の母のもとに伯母の死を知らせに来た伯父は、まるで別人のようだった。いつも目をまん丸くし、ひょうきんなことばかり言って皆を笑わせる人だったのに、その面影は残っていなかった。

ウ 1945年、その悲しみが消えないうちに、また伯父が原告安達の母の元を訪ねてきた。伯父は、「馬鹿らしいというか何というか。ふみちゃん（原告安達の母の名）、びっくりしないで聞いて下さいよ」と前置きをしてゆっくりと話し始めた。「ついこの間、まつ（原告安達の伯母）が死んだばかりだというのに、今度は保土ヶ谷の義姉さんが……。空襲警報が鳴ったので、いつものように、義姉さんは孫二人を連れて裏の山に避難したんですって。そうしたら運の悪いことにそこに日本軍に撃墜されたB29が落ちて来て、三人がその下敷きになったって言うんです。義姉さん

の上半身は焼けてしまったけど、腰に貯金通帳を巻き付けたまま土に埋まっていたんで誰だかわかったんだって。そして、子供も一人は亡くなって、一人は大やけどをしたけど何とか助かったって。全く話にも何にもなりませんよ。黙って家にいりゃ助かったのに・・・」

原告安達の母は、可愛がってくれた二人の姉をたった何ヶ月かの間に亡くしてしまったのである。戦後50年がたっても原告安達の母は、昨日のこつのように思い出して声を上げて泣くことがあった。原告安達は自身が二人の伯母を亡くした体験としては当然のこと、心に負った傷が戦後50年経過してもなお消えない母の姿を見て、戦争の悲惨さを強く感じた。

エ 「戦災者にひらく北の穀倉」一。1945(昭和20)年6月のある日、全国紙にこのような記事が掲載された。空襲による都市戦災者対策と食糧増産を目的とした「拓北農兵隊」を募る記事であり、応募者には現地での住居や土地の無償貸与、主食品配給などの特典が約束されることであった。「食糧増産でお国に尽くそう」と、原告安達の父は兵隊に行かない代わりに固く決意し、家族全員で北海道に行くことが直ちに決まった。8月7日、東京を出発し、長い列車の旅は10人兄弟の長女としての役割もあり、大変な苦勞であった。東京を出発して3日目、青森に到着し、北海道に渡る連絡船の出発の目途が立つまで、県内の小学校に留まることとなった。空襲で焼け落ちコンクリートの外壁のみとなった小学校で、配給される玄米をたいておにぎりにしたのを唯一の食べ物とし、ひたすら身を潜めた。連絡船が出発することになったものの、一つ先に行った連絡船が敵機に襲撃され沈んだという話を聞き、恐怖におびえながら海を渡った。ようやくたどり着いた函館で終戦を迎え、翌16日昼頃、上士幌駅に到着した。駅前の家々の軒は傾き、家も薄暗く、これからどうなるのかという不安で涙があふれた。終戦により主食品配給などの特典はすべて反故にされ、荒れ果てた北の地に置き去りにされたような理不尽な思いをした。

オ 原告安達は、戦後の日本はとても平和な世の中だと感じている。原告安達には宝塚歌劇団に入りたいという夢があったが、戦時中はそのような夢をかなえられるような世の中ではなく、夢を見ることすら許されない暗い世の中だったと振り返る。また、戦時中は国のために必死に尽くそうとしていた原告安達の父親が、戦後になり「愛子が女でよかった。男だったら兵隊にとられていた」と言ったことがあった。原告安達は、これこそが親としての自然の心情なのであり、戦時中が異常な世の中であったことを改めて痛感した。

カ 原告安達は、二人の大切な伯母を亡くした経験や、苦勞して家族で北海道に渡ってきた経験を通じて、二度と悲惨な戦争を繰り返させてはならないと強く感じている。また、原告安達は昭和18年10月21日、東京・明治神宮外苑競技場において開催された文部省学校報国団本部主催の出陣学徒壮行会にスタンドから参加しており、その時の光景が今も目に焼き付いている。原告安達は、あの日のように若者を戦場に送る光景は二度と見たくないとして強く願っている。

キ 原告安達は、安保関連法は憲法第9条に違反するものであり、戦後築き上げてきた平和な日本を根底から覆すものであると確信している。原告安達は、前記の悲惨な経験をしてきた者として、再び戦争へと向かう施策を看過することはできない。安保関連法案は原告安達の平和的生存権及び人格権ならびに憲法制定権を否定するものであり、原告安達に重大な精神的苦痛を与えている。

(5) 原告細岡幸男

ア 原告細岡幸男（以下、「原告細岡」という。）は1930（昭和5）年に本別町西美里別で、農業を営む父と母の5人兄弟の二男として生まれ、現在も同所に居住している。

イ 原告細岡は1945年7月15日に本別空襲に遭い、空襲により父の農

業の跡継ぎであった兄と、恩師である山内三郎教頭先生を亡くした。当時中学生だった原告細岡は、学校の正門前で敵機（米軍機）が来ないか見張りをしていたところ、午前8時30分頃、町内に空襲警報が鳴り響き、米軍機40機以上の編隊が町内に向かってきた。原告細岡は、防空壕に逃げ込もうとしたが、中は避難者でいっぱいであったため近くの林に身を隠した。爆弾が落ちるたびに体が持ち上がるような感覚であったこと、生暖かい爆風が全身を覆い、土や破片がパラパラと降り注いだ状況を鮮明に記憶している。また、機銃掃射が、伏せていた原告細岡の正面から襲い掛かった。原告細岡の周りの木の枝が次々と打ち落とされ、原告細岡の足元付近にも縦断が迫る中、原告細岡は九死に一生を得た。まさに死を覚悟するほどの恐怖であった。山内教頭先生はこの時の空襲で亡くなったのだが、原告細岡は気が動転していて、近くにいたはずの山内教頭先生が亡くなったことさえも気が付かなかった。

攻撃が収まり、家に戻ろうとしたところ、青年学校の生徒から「おまえの兄さんが足を折った」と知らされた。原告細岡が急いで兄の元に駆け付けると、横たわる兄の左足は、ふくらはぎの下3cmほどのあたりから、皮一枚でつながっている状態で、太い骨がむき出しの状態だった。町は燃え上がっており、運び込む医療機関もなく兄は放置されていたのだった。誰かが兄の腿の部分をつまんで止血してくれたが、出血が止まることはなく、兄は死を待つしかなかった。その後、戸板を担架代わりにして兄を運んだ。兄は苦しそうな表情で「水をくれ」と何度も懇願したが、間もなく絶命した。兄の遺体は一週間後、自宅近くの河原で火葬された。原告細岡は、この時のことを昨日のことにように鮮明に記憶しており、最後に兄に水を飲ませてあげられなかったことを今でも後悔している。

ウ 1945（昭和20）年8月に終戦を迎えた。原告細岡は、学校で玉音放送を聞いた。日本が戦争に負けるとは夢にも思わず、この日の放送も8

月9日に攻めてきたソ連軍に対して日本軍が宣戦布告をする内容だと思っていた。戦後、平和な日本に暮らしてようやく、自分が洗脳されていたのだと気がついた。戦争があと1か月でも早く終わってれば兄を失わなかったと振り返り、また、広島や長崎に原爆が投下されてようやく終戦を迎えたことから、一度始めた戦争を終わらせることなど容易でないと強く感じている。

エ 原告細岡は、二度と悲惨な戦争を繰り返させないために、そして、本別空襲を忘れてほしくない、戦争の悲惨さを自分が住む地域で実感してほしいという思いから、自らの戦争体験を地元の小学校、中学校、高校で語る活動を続けてきた。原告細岡は、安保関連法は憲法第9条に違反するものであり、戦後築き上げてきた平和を根底から覆すものであると確信している。原告細岡は、前記の通り本別空襲での悲惨な経験をしてきた者として、そして、その体験を語り続けてきた者として、再び戦争へと向かう施策を看過することはできない。安全保障法制は原告細岡の平和的生存権及び人格権ならびに憲法制定権を否定するものであり、原告細岡に耐えがたい重大な精神的苦痛を与えている。

(6) 原告吉澤澄子

ア 原告吉澤澄子（以下、「原告吉澤」という。）は1932（昭和7）年に帯広市内で、四人姉妹の長女として生まれ、現在も帯広市内に居住している。

イ 1945年7月15日午後3時、米軍艦載機が帯広市内啓北国民学校付近を攻撃し、1歳の乳児から17歳までの6人が犠牲となった。この帯広空襲当時、原告吉澤は13歳であり帯広高等女学校に在学していた。原告吉澤の自宅が半壊したほか、付近も5発の爆弾と機銃掃射を浴び焼野原状態となった。原告吉澤は、母と妹と一緒に防空壕に逃げ込み、九死に一生を得た。戦後70年以上が経過した今もなお、当時の大音響の爆発音、「バ

リバリバリ」という機銃掃射の音が耳に残っており、当時の恐ろしさも鮮明に記憶している。

原告吉澤は、帯広空襲で、それまで経験したことのない恐ろしい目にあつたにもかかわらず、終戦まで日本が負けることはない、日本は神の国だから勝つと信じていた自分を振り返り、戦争一色に染まっていたあの時代の異常さを身にしみて感じている。

ウ 戦後、原告吉澤は、戦争の記憶を風化させてはいけないという強い思いに動かされ、1982年から「帯広空襲を語る会」の運営に中心的に携わってきた。「帯広空襲を語る会」は、帯広空襲を実際に体験した人が当時の様子を語り、戦争の悲惨さを伝えるとともに、証言集を編纂して、その当時の記憶が風化することのないよう活動を続けている。証言集は1985年に第1集を発行し、以後、「帯広空襲を語る会」の結成10年目である1991年に第2集、戦後50年記念で1995年に第3集、2006年に第4集を発行し、現在、第5集の発行を計画している。

原告吉澤が空襲体験の聞き手となった人の中に、帯広空襲で当時16歳、9歳、1歳の3人の子を亡くした高橋キソさんという人がいた。高橋さんの家族は、空襲警報が鳴った午後3時ころには防空壕に避難をした。ところが、9歳の子が「おしっこがしたい」と防空壕から飛び出して、16歳のお兄さんが慌てて止めに出たところ二人とも爆死してしまった。また、高橋さんが背中におんぶしていた1歳の子も爆風により脳挫傷で死亡してしまった。終戦の時に高橋さんは「天皇のばかやろう」と大声で叫んだとのことであった。

エ 原告吉澤は、1982年から30年以上にわたる「帯広空襲を語る会」の活動を通じて、戦争の悲惨さを訴えるとともに、二度とあのような戦争を繰り返してはならないと、人生をかけて訴え続けてきた。ところが、安保関連法のみならず、共謀罪等、国民が事の重大性を理解しないままに、

少しずつ戦争に向かっていく現状が戦前の日本に向かっていくように思えて、強い危惧感を抱いている。原告吉澤は、前記の通り帯広空襲での悲惨な経験を語り継いできた者として、そして、平和な日本を強く願う者として、再び戦争へと向かう施策を看過することはできない。安保関連法は原告吉澤の平和的生存権及び人格権ならびに憲法制定権を否定するものであり、原告吉澤に重大な精神的苦痛を与えている。

(7) 原告宮嶋 望

ア 原告宮嶋望（以下、「原告宮嶋」という。）は、1951年生まれであり、1978年に北海道上川郡新得町において、新得共働学舎を開設し、以後代表を務めている。新得共働学舎では、原告宮嶋とともに現在約70名の者が共同で勤労生活を送っているが、その半数が肉体的ないし精神的に障がいを持つ者であり、中には刑務所を出所した前科を有する者や元ホームレスも含まれている。

イ 新得共働学舎は、全国に展開するNPO法人共働学舎の一つである。NPO法人共働学舎の先駆けである信州共働学舎は、1974年に原告宮嶋の父である宮嶋眞一郎（以下、「眞一郎」という。）によって興された。

眞一郎が共働学舎を興した目的（構想）は、様々な身体的、精神的、境遇上の理由から家庭生活や社会生活を送ることが困難な人々が、それぞれの持ち味、特徴、能力を生かし、協力することにより生きる場所を作ること、すなわち、人間一人一人に存在する固有の生命の価値が互いに協力することによって、個にはできない価値のある社会を作り上げるというものであった。そして、この眞一郎の構想には、真の平和社会の実現が含まれている。なぜなら、人間同士の暴力は生命の価値の否定であり、個々の多様性を尊重し、多様性を生かした価値のある社会を作りあげていくことと矛盾するものだからである。

原告宮嶋も、この眞一郎の構想を受け継ぎ、不完全で弱い力であっても、

互いに協力し合うことにより、個々の生命の力を素直に伸ばせる新しい平和社会を作りたいと願い、新得共働学舎を運営して日々の共同生活を送っている。

新得共働学舎は、上記のとおり障がいを持つ者など多様な人間が集まっている。そのため、勤労に励む者がいる一方で、部屋に籠ってテレビゲームに耽るなど怠惰な生活を送る者もいる。そうすると、当然、生活する者同士で喧嘩となることも少なくない。しかし、そういった際、腕力（暴力）によっては何も解決しない。今後も「共働」（通常は「共同」の文字を用いるが、原告宮嶋の「共に働く」という理想を重んじて、以下「共働」の文字を用いる。）生活を営む以上、互いが自分と相手との違いを認め合い、話し合うことでしか人間関係の改善、解決は図れない。原告宮嶋は、新得共働学舎で、共働生活を送る中で、争いを暴力でない平和的な方法で解決することの意義を日々実感しており、共働生活を送る者たちにその大切さを教えている。

そして、NPO法人共働学舎は、現在では、前記のとおり全国で展開するようになり、多くの賛同者、支援者を得るまでになった。眞一郎の構想を受け継いだ新得共働学舎の運営は、まさに原告宮嶋のライフワークであり、原告宮嶋の人格そのものであるといえる。

ウ ライフワークという点では、原告宮嶋は、『九条の会』アピールに賛同する新得の会」（以下、「新得九条の会」という。）の設立（創設）メンバーとしての活動も行っている。「新得九条の会」は、憲法第9条を中心とした日本国憲法を守ることを目的として作家の大江健三郎氏らが立ち上げた「九条の会」に賛同するものであり、その理念は、上記新得共働学舎の構想である真の平和社会の実現に資するものである。そのため、この「新得九条の会」の活動も原告宮嶋のライフワークとなっている。原告宮嶋が「新得九条の会」の活動で講演を行う際は、「宗教、人種などお互いの立

場を踏まえ、いろいろな個性を受け入れることが平和につながる。戦争は間違った解決方法。お互いを生かしていく解決方法を見つける努力が必要。」と新得共働学舎での日々の生活に裏打ちされた理念を訴え続けている。

エ このように原告宮嶋は、自らライフワーク、人格そのものの発現として、新得共働学舎を運営し、新得九条の会の活動を行ってきた。

しかし、今般、安保関連法が成立、施行された。この現状に対して原告宮嶋としては、単に憤りを感じているというだけにとどまらない。眞一郎の構想を受け継いで自らのライフワークとして作り上げてきた共働社会の構想と新得九条の会の活動を否定されたと感じ、深い衝撃を受けている。原告宮嶋は、新得共働学舎という社会においても、個々の多様性を受け入れることによって、小さな平和を作り上げてきた。そして、この構想を広げることが、真の平和社会（世界平和）を作り上げることに繋がると信じ、新得九条の会の活動を行ってきた。ところが、安保関連法により、日本が他国の戦争に何らかの形で関与することは、真の世界平和へ向けて微力ながら積み重ねてきた原告宮嶋と眞一郎の取り組みの全否定であって、人生の否定に等しいものである。これはまさに新得共働学舎において約70名の者と共働生活を送っている原告宮嶋の人格権そのものの侵害であり、かつ、平和的生存権の侵害であるとともに、平和憲法たる日本国憲法の制定権（改正権）の侵害というべきものであり、これによる精神的苦痛は計り知れない。

(8) 原告脇谷暁融（きょうゆう）

ア(7) 原告脇谷暁融（以下、「原告脇谷」という。）は1960年に生まれ、浄土真宗本願寺派（西本願寺）北海道教区に所属し、上川郡清水町にある妙覚寺に在籍する僧侶である。北海道には約370の本願寺派の寺院があり、その所管は北海道教区教務所（札幌別院）で、十勝総合振興局

内は、十勝組（そ）という単位で約40か寺の寺院がある。北海道教区において原告脇谷は、長らく部落差別・アイヌ差別問題に取り組んできた。

- (i) 仏教全般における根本は不殺生・非暴力にあり、また釈尊（釈迦）自身の言葉に「すべての者は暴力におびえ、すべての者は死をおそれる。己が身にひきくらべて、殺してはならぬ、殺さしめてはならぬ。（法句経）」と説かれている。「己が身にひきくらべて」というのは、暴力によって殺される側に自分の身を置くということであり、暴力を自分自身の恐怖や苦しみとするならば、殺す側に立ってはならないということである。また、真実の世界にあっては「兵戈無用（ひょうがむよう）」が説かれ、平和の実現のためには究極として兵隊や武器は一切無用という理念がある。

国家や集団が、自衛の名の下に他者を陥れる時、「正義」の名でその行為を正当化する。そこには、自らの姿がどうであるかや、自他のいのちの存在をふり返り、さまざまに見つめ直す視点が欠けている。自ら身を置く社会や組織、国家が正義化していくこと自体に自己中心性を孕んでいることを、どこまでも客観視できない中で、自衛や安全保障と言っても根幹をなしている理解に相違がある。

- (ii) 2003年12月、イラク特措法に基づいて、自衛隊が創設以来初めて戦闘地域ではないかとの疑義のあるイラクに派遣された。その折りに、原告脇谷は、北海道教区内僧侶有志とともに、教団所属の門信徒らが駆り出されていくことに反対する声明と呼びかけを札幌市狸小路で行った。同時期に十勝組では北海道新聞・十勝毎日新聞の二紙に、意見広告「悲戦」という訴えを掲載した。以降、原告脇谷は、西本願寺教団自体が教学や布教を用いアジア・太平洋戦争に荷担してきた歴史を担うべく、2005年には念仏者9条の会、念仏者9条の会・北海道、清水9

条の会に参加した。さらに、2009年には非戦平和をはじめとする社会の多様な課題に関する書籍を北海道教区として発刊し、2015年には、安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京に参加するなど、現在まで非戦平和に関する多くのフィールドワークに参加してきた。

(i) 原告脇谷自身は、日本という国家が戦後どこまでも対米従属の姿勢にある中で、敗戦国としての加害・被害の責任を担うことを放棄してきた70年の歴史を見つめ直す必要性を感じながら生きてきた。同時に、さまざまな非戦平和の思いをともにする人々とともに活動を続けてきた。安保関連法自体が日本国民としての基本的人権、生活権、政教分離原則、そして憲法自体の精神を犯しかねないものと考えている。

イ 原告脇谷は、現憲法における戦争放棄条項は、世界に冠たるものと思っているし、誇りにも思っている。憲法第9条は、戦後70数年を経た現在まで、これを遵守し、めざしていくべきものとして描かれてきた尊い理念である。日本の歴史をふり返ると、日本を取り巻く状況は大きく変化している。この変化の中においても、日本は、崇高な憲法第9条の理念のもと、戦後の平和を維持してきたのであり、世界各国から信用を獲得してきた背景がある。ことに数度にわたる解釈改憲でその適用範囲は、ずるずると拡大してきたが、それでも専守防衛を第一義に掲げた「個別的自衛権」までであり、その「個別的自衛権」で現在危惧されるような事態にも十分対応が可能とされてきた。それを、グローバル化する世界経済・新自由主義を背景に、「集団的自衛権」に存立危機事態という前提までつけて、さらに拡大適用することは無謀きわまると考える。事実に対してやれるべきことを熟慮せず、稚拙に現実的な目先の事態に対応しようとする事自体が、憲法第9条の理念に反していると考えている。理念と現実の乖離にあつて、現実にそぐわないから理念自体を現実に合わせ引き下げるという思考は、憲法の理念に反するものであり、戦後の日本を歩んできた全ての人々を貶

めることになりかねないと危惧を抱いている。空語と言われようとも理念を高く掲げたその精神に、どこまでも時間をかけて近づいて行こうと努力を惜しまないのが、国民の遵法精神であり、公務員の遵守すべきありようであると考えている。

また、「個別的自衛権」までも適用するような事態に陥らないよう、全ての回路を用いて対話を継続していくことが外交努力というものである。それを、短絡的にしてしまう安保関連法の存在自体が、浅薄であり危ういものであることは自明の理であると確信している。

ウ 原告脇谷を含む本願寺派北海道教区の僧侶門徒有志は、2011年3月から、東日本大震災の救援支援として、仙台を拠点に「真宗支援ネット」を立ち上げ活動を続けてきた。現在6年が経過し、この組織自体は存在しているが、主にそこから生まれた個別の支援活動を中心にそれぞれが活動をしている。

大震災当時、原告脇谷も自衛隊の救援活動を間近で見て、国土保全、遺体捜索、被災地の救援・支援活動など、自衛隊でないと不可能な様々な活動に助けられたと感じている。また原告脇谷自身も2016年8月の台風10号の激甚被災地である清水町に生活する一人として、全面的な給水支援活動を受けてきた。自衛隊の、国防として準備し訓練されてきた能力が、国土保全（国土に住する人々・環境を維持）をする能力として現れた。自衛隊のこれらの活動は、どこまでも国土を自衛する意味を再確認する場面でもあった。そこでの隊員一人一人は、被災地の窮状と住人のいのちに対して昼夜を問わず活動したのである。地震や水害などの被害を受けやすい熾烈な国土を抱える私たち自身が、隊員たちの懸命な活動に頼らざるを得ない状況に陥ることは、これからも少なくないはずである。その隊員たちのいのちを、安保関連法は、自国の専守防衛のみならず、国家が他国のために利用していくものであり、いのちに対する尊敬の眼差しが感じられな

い。国際貢献のための活動ならば、これまでに到達できた成果を正確に評価する必要がある。国際貢献と言いながら、人身御供の如く隊員を差し出すような対米従属の姿勢は卑屈にさえ映る。国土保全・救援支援のために活動した隊員達のいのちを、今度は私たち自身が意思をもって守っていく必要があると考えている。

エ 安保関連法が国会で可決され、施行された過程において、国会を取り巻く多くの人々の声を無視し続けたありようが問われなければならないとも感じている。世論を二分していくような法案に対して、国会がその議員の数をもって制したばかりでなく、決して少数ではない意見に聞く耳を持たない（付帯意見や見直し条項もつけない）ありようは、議会制のあり方自体が問われるべきものである。それは民主主義の根幹を揺るがし、憲法が描いてきた立憲主義をも否定しうるものである。同時に、政治そのものの専制化・暴力化を意味し、政治自体への失望と構造の劣化をより強く感じる結果となった。それが現在における日本の国家の形態であるならば、格差と差別により貶められることによって、その捌け口としての強大な権力に弱者が加担していく二重に歪んだ構造を、政治と国家が好んで作り上げてきたとしか言いようがない。その背景にあるものを深く注視させないまま、踊らせて世論を形成するという方法自体が確信犯であり、扇動的であるといえる。安保関連法によって、危機的なあり得ない状況をまくしたてていくありようは、政治自体に自信のないあらわれであり、その犠牲を最前線で戦闘状態の中で強いられていくのは弱者としての立場にある個々の自衛隊員であることは、誰しもが理解できると考える。

さらに、その構造は日本的原理を据えた精神性を背景として、殉職自衛官（軍人・軍属）を国家における崇拜対象と崇め英霊顕彰するという靖国神社自体にからみ、若年者（に限らず大衆全般）における教育の一環として、国家奉仕を是認する方向へ容易に結びついていくことが想像できる。

安保関連法は、単に集団的自衛権の実施のみならず、非戦平和を願い続けてきた戦後国家の将来像に大きな禍根を残しかねないと危惧している。

オ 原告脇谷の抱いている平和への理念・信念は、自らの宗教的な信条と平和的確信にもとづいて平和のうちに生きる権利としての平和的生存権であるところ、安保関連法はかかる権利を侵害するのみならず、さらに原告脇谷の人格権、憲法改正権、制定権を侵害するものであるから原告脇谷に対し重大な精神的苦痛を与えている。

(9) 原告野瀬義昭

ア 原告野瀬義昭（以下、「原告野瀬」という。）は、現在84歳である。

13歳までは大日本帝国憲法の下で戦争に明け暮れる時代を過ごし、その後の71年間は日本国憲法のもとで平和日本の中で生活してきた。

イ 原告野瀬の父は、出征した。その瞬間から、原告野瀬の家は母子家庭となり、原告野瀬は中等学校受験を断念せざるを得なかった。原告野瀬は、その悔しさをいつまでも抱え続けた。父なき後の長男として母を助け家長のようにふるまい、来る日も来る日も小さな体を粉にして、防空壕掘りにスコップを握った。戦争が長期化するに従い、十分な食料も配給されず、従兄の着古しを身につけ、空腹に耐え、母と共にその重圧に悩み続けた。

ウ 1945（昭和20）年7月15日早朝、小さな本別町に米軍の艦載機40数機が襲来し、50分間にわたり銃爆撃が加えられ、瞬く間に町は火の海となり、紅蓮の炎は渦巻く黒煙と共に空高く燃え上がった。原告野瀬は、3人の妹の手を引き馬鈴薯畑に逃げ込んだ。原告野瀬が伏せている傍を銃弾がブスブスブスブスブスッと不気味な音で土に突き刺さり、「もうダメか」と観念し、恐れおののいた。小さな妹は満面真っ赤にし、火が付いたように泣き叫んだ。本別の町は三日三晩燃え続けた。近所の23歳の女性が銃撃を受け、母親に抱かれながら「お母さん、目が見えないよ」と訴えながら絶命したことを聞かされ、原告野瀬は手放しで泣いた。この

空襲で感じた死体の臭い、身を焦がす熱風、銃弾で命を奪われる恐怖は、今に至るも忘れることはない。

エ 1945（昭和20）年8月、戦争が終わった。原告野瀬は、母や妹たちと共に九死に一生を得て生き延びた。父の不在中家長の役目を果たし、全身で「平和の有難さ」を実感し、その思いを胸に今まで忘れずに生き続けてきた。

オ 戦後間もなく、原告野瀬は教師になり、41年間教壇に立った。戦時中、物言わぬ伝声管に仕立て上げられた教師たちによって、「戦争のために命を捧げよ」と、おびただしい数の教え子が戦場に駆り立てられ、そのために命を散らした教え子たちは膨大な数にのぼった。教師の責任は重大であった。原告野瀬は、そんな時代に身を置いた生き証人として、「再び、教え子を戦場に送らない」をスローガンに、教員組合役員として頑張ってきた。

カ 原告野瀬には、1934（昭和9）年4月2日帯広刑務所で獄死した伯父野瀬景三郎がいた。伯父は、戦前文芸活動や農民運動に関わっており、当時の治安維持法下で、熾烈な思想弾圧で投獄され獄死した。家族は、非国民と白眼視され、釧路地方の奥地に身を潜めた。家族の生き延びる策として、野瀬景三郎とは何の関りもありませんと、残酷な「野瀬家の掟」が固く約束され、自己規制によって伯父は野瀬家から排除された。原告野瀬がこのことを知ったのは、2009（平成21）年3月31日、老いた従姉が、75年間の秘匿されてきた「野瀬家の掟」を、掟破りの覚悟の下に明かした伝言によってである。戦争遂行のため猛威を振るった弾圧法「治安維持法」は、野瀬家の子々孫々までも呪縛し続けた恐るべき悪魔の法であった。

キ 安保関連法は憲法違反であり、大日本帝国憲法下の暗黒政治時代への逆行である。原告野瀬は、機銃掃射の弾丸の嵐をかいくぐって生き延びてき

た体験から、再びよみがえる戦争への施策は看過できない。原告野瀬は、生きてきた体験から、諸弾圧法も含めて戦争への準備がどのように仕組まれていくか、戦前の手法と重なって見えている。先の大戦で日本国民を惨禍に巻き込んだ戦争を許さない願いを込めて、憲法違反である安保関連法を持ち出した為政者に対して、再び戦争への意図を感じた苦痛への賠償を求め、提訴したものである。

安保関連法は、原告野瀬の平和への願いを否定することで、原告野瀬の平和的生存権及び人格権ならびに憲法制定権を害するものであり、原告野瀬に重大な精神的苦痛を与えている。

(10) 原告藤本幸久

ア 原告藤本幸久（以下、「原告藤本」という。）は、1954（昭和29）年に三重県四日市市で生まれ、十勝管内の新得町に在住しているドキュメンタリー映画の監督である。

原告藤本は、水俣病とその患者のドキュメンタリー映画を数多く制作した土本典昭監督の助監督を経て独立した。

イ 原告藤本は、戦争を直接経験した世代ではない。しかし、映画制作の仕事を通して、原点ともなる二つの出来事を深く心に刻んでいる。

一つは、1988年のアフガニスタンである。原告藤本は、土本典昭監督の助監督として5か月、アフガニスタンに滞在した。11月のある日、首都カブールで宿泊先のホテルのすぐ近くにあるバスターミナルにロケット弾が撃ち込まれた。現場に駆けつけると、黒こげになった死体、内臓がはみ出た死体、ちぎれてばらばらになった肉片が一面に飛び散っていた。その中で、撮影を続けた。若い女性の手首が落ちていた。兵士の死体は一つもなかった。老若男女、市民の死体ばかりだった。現代の戦争では、兵士よりも市民が多数、犠牲となるといわれているがその現場をアフガニスタンで目撃した。

もう一つの出来事は、マレーシアである。監督になっての最初の作品は、日本の戦争を描いた「教えられなかった戦争—侵略・マレー半島」（1992年）である。マレー半島では、占領後、日本軍が10万人の中国系住民を虐殺したといわれている。原告藤本は生き残った人々を訪ねた。5歳、6歳の子供の時に日本の兵隊に銃剣で刺された傷を持つ人たちが、そこかしこにいる。中学校の教師だった夫を生徒とともに学校で殺害された妻は、「日本人の顔は見たくない、その時の痛みが戻ってくるから。」と訪ねた原告藤本らを追い出した。戦争の傷は、半世紀たっても昨日のことに存在し続ける。

原告藤本は、市民が傷つき、殺される現代の戦争を決してやってはならない、戦争をなくさねばならないとの思いを心に刻んで、映画づくりを続けてきた。

ウ 原告藤本は、原告影山あさ子（以下、「原告影山」という。）とともに、2004（平成16）年11月から沖縄に通い、辺野古、高江での新基地建設反対の闘いを記録する映画を精力的に多数製作している（辺野古新基地建設反対運動を記録した「Marines Go Home」（2005年）、「ラブ沖縄」（2012年）、「圧殺の海」（2014年）、第2章「辺野古」（2016年）、高江のヘリパット基地建設反対運動を記録した「高江—森が泣いている」（2016年）、「高江—森が泣いている2」（2016年）等）。

原告藤本及び原告影山が沖縄の基地建設問題を記録し続ける理由は、2005年10月に日本の外務大臣、防衛大臣とアメリカの国務長官、国防長官が署名した「日米同盟：未来のための転換と再編」により日米安保条約が変質し、「日米の軍事一体化」がはかられ、アメリカの戦争に、日本も参加できるようにしていこうという約束をしたことにある。沖縄・辺野古、高江での米軍基地建設問題はその中に位置づけられるものであり、原

告藤本らは沖縄の現場で現在及び後世への記録として残す責務を感じているのである。

エ 沖縄の人たちが基地建設に反対する理由は明白である。沖縄の人たちは県民の四人に一人が犠牲となった沖縄戦の残酷さを身を持って経験し、あるいは、祖父母や父母から伝えられることにより、軍隊（旧日本軍）は住民を守らない、軍隊（米軍）の基地があることにより、却って危険であることを肌感覚でわかっているからである。

原告藤本は、沖縄の人たちが人生を懸けて基地建設反対運動を行う理由を最も深く理解している人間の一人である。

基地建設反対運動は沖縄を含む日本が再び戦場となることを何としても避けたい、憲法第9条の戦争放棄を実現し、前文に規定されている平和的生存権をその侵害から守りたいという闘いの最前線に位置するものである。

オ 原告藤本らは沖縄での撮影を続けると同時に、2006（平成18）年から2008（平成20）年にかけて、延べ7回、約200日間にわたりアメリカの兵士やその家族たちの戦争体験を撮影し、「アメリカばんざい」「アメリカー戦争する国の人びと」「ONE SHOT ONE KILL」の3つのドキュメンタリー映画を制作した。

原告藤本及び原告影山は、これらの映画を製作する中で沖縄のキャンプハンセンに駐留しベトナム戦争に派遣された元海兵隊員のアレン・ネルソンさんから聞いた「人を一人殺すたびに、自分の中の何かが死んでいく。」という話が忘れられない。原告藤本及び原告影山は、ネルソンさんたちアメリカ海兵隊員たちが、沖縄に来る前のブートキャンプ（新兵教育訓練）で戦場で人を殺せるように育てられ、沖縄ではさらに実践的な訓練を受け戦場に送られるという実態や、人を殺したら決して元の自分に戻れないということを深く知った。軍隊は「人は人を殺すようにできていない」とい

うことを知っている。同時に、戦場で心に傷を負えば、元に戻す方法がないことも知っている。原告藤本はそのことを知りながら若者を戦士にする軍隊を許せない。

カ 原告藤本は、安保関連法が憲法第9条に違反する戦争法であることを見抜き、アメリカの行う戦争に日本がそして真っ先に沖縄が巻き込まれることを深く危惧している。

また、日本の自衛官が違憲の戦争法により、戦場に送られ、ある者は命を落とし、またある者は人を殺すことになってしまい、元の自分には戻れないまま、家族や地域社会に帰ってくるという悲惨で異常な状況を決して是認できない。

安保関連法は原告藤本が映画監督という仕事を通して守ろうとしている平和で基本的人権が保障される社会を根底から否定するものであり、原告藤本としてはこれを絶対に廃止しなければならないと考えている。

原告藤本は安保関連法を制定した政府及び与党に対し、激しい怒りをもって映画製作を続けている。

安保関連法は原告藤本の平和的生存権及び人格権ならびに主権者としての憲法制定権を否定するものであり、原告藤本に重大な精神的苦痛を与えている。

第7 原告らの損害と国家賠償責任

1 加害行為

内閣は、平成26年7月1日、前記の内容の26.7閣議決定を行い、平成27年5月14日前記の内容の安保関連法案についての27.5閣議決定を行って、同月15日にこれを国会に提出し、その可決・成立を求めた。

国会は、上記法案の提出を受けて、同年7月16日衆議院において、同年9月19日参議院において、それぞれ安保関連法案の採決を行い、これを可決した（なお、内閣は、同月30日安保関連法を公布し、平成28年3月29日これを施行した。）。

これらの安保関連法の可決・制定に至る内閣、国会の各行為によって、原告らは、第6記載のとおりその権利を侵害された。

2 原告らの損害

原告らは、安保関連法の制定に係る内閣による26.7閣議決定、27.5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会による同法案の可決という、憲法に反する違法行為により、第6で述べたように、現段階においても、その平和的生存権を侵害され、重大な精神的苦痛を受けている。

さらに原告らは、今後、安保関連法を適用して集団的自衛権の行使等が行われる危険性があり、いつ日本が戦争当事国になり、日本の領域も戦場になるか分からない等の危険な状態に置かれるに至っており、集団的自衛権の行使等が実際になされていない現段階においても、それが行使された場合の危険性、不安と恐怖に現にさらされて、計り知れない精神的苦痛を被っている。

これらの精神的苦痛を金銭的に評価するのは困難であるが、各原告が少なくとも金10万円の慰謝料の支払を要する損害を被っていることは明らかである。

3 公務員の故意・過失

従前の集団的自衛権の行使等が憲法に反するという憲法解釈や、安保関連法

案は違憲であるとの多くの指摘等を見做して、憲法改正手続をとることなく行われた安保関連法の制定の経緯に鑑みれば、これに係る内閣（その構成員である各国务大臣）による26.7閣議決定、27.5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会（その構成員である国会議員）による同法案の可決等をするにあたっては、上記国务大臣及び国会議員は、安保関連法案が違憲であり、これを制定したときは原告らの権利を侵害することを知り、これを容認していたか、少なくともこれを容易に知り、又は知りうべきであり、損害を回避することが可能であったのにこれを怠った過失がある。

4 加害行為と損害との因果関係

上記1記載の公務員の加害行為がなければ、上記2記載の原告らの損害は発生しないから、両者の間には因果関係がある。

5 結論

よって、原告らは、被告国に対し、国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求として、それぞれ金10万円及びこれに対する加害行為のうち最も遅い国会の議決の日である平成27年9月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。 以上

証 拠 方 法

追って提出する。

附 属 書 類

- | | |
|---------|-------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 訴訟委任状 | 170 通 |